

令和6年度 入園のしおり

- 入園のしおりについて -

「入園のしおり」をよくご覧いただき、定められた期間内にお申し込みください。
認定こども園等の利用申込や入園後の諸手続きについても記載していますので、大切に保管してください。

記載内容は令和5年9月現在の情報のため、記載事項が変更される場合があります。

- 一斉申込（一次調整）受付期間 -

●1号認定（幼稚園・認定こども園（幼稚園部））

公立園：令和5年10月20日（金）～10月31日（火）

私立園：利用希望施設にお問い合わせください。

●2号・3号認定（認定こども園（保育園部）等）

令和5年10月6日（金）～10月31日（火）

※1号認定で私立園を希望される場合のみ、申込先は利用希望施設です。

※土日祝日等の市役所の閉庁日は受付をしていません。

- 申し込み対象者 -

- ・入園希望月の1日現在で生後6か月以上の児童
- ・令和5年度の途中入園の申し込みをしたが、利用施設が決定していない児童
- ・育児休業の期間満了等により、年度途中の利用を必要とする児童
- ・令和6年4月から認定区分の変更（2号認定⇔1号認定）および転園が必要な在園児童
- ・満3歳以上で、教育を希望する児童
- ・地域型保育事業所（小規模保育事業所や家庭的保育事業所）の卒園児童

高島市 子ども未来部 幼児保育課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

TEL (0740) 25-8037（直通）



目 次

1. 申し込みの前に・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 特定教育・保育施設やクラス編成について・・・・・・・・	2
3. 教育・保育給付認定について・・・・・・・・	4
4. 申し込みについて・・・・・・・・	6
● 1号認定の一斉申込について・・・・・・・・	9
● 2号・3号認定の一斉申込について・・・・・・・・	10
5. 入園決定（内定）後について・・・・・・・・	14
6. 幼児教育・保育の無償化について・・・・・・・・	14
7. 転入予定の児童の申し込みについて・・・・・・・・	15
8. 広域入所について・・・・・・・・	15
9. 在園中の認定変更手続きについて・・・・・・・・	16
10. 延長保育等について・・・・・・・・	18
11. 随時申込について・・・・・・・・	19
記入例・・・・・・・・	20
高島市内 認定こども園等サービス一覧表・・・・・・・・	31
高島市内 認定こども園等位置図・・・・・・・・	33
園概要・・・・・・・・	37
よくある質問・・・・・・・・	54

メール配信サービス **リアルタイム高島**

市では、スマートフォン等に様々な情報を送るメール配信サービスを行っています。

- ・ **子育て支援情報**
- ・ **防災情報** など他にも欲しい情報を登録時にお選びください。



子育て応援アプリ **はぐっとナビたかしま**

お子様の成長を記録でき、地域の子育て情報を簡単に手に入れられる子育て応援アプリです。



QRコードをスマートフォン等で読み取っていただき、記載されているURLから登録用のサイトに進むと、スムーズに手続きができます。この機会に是非ご登録ください。

1. 申し込みの前に

- (1)令和6年度の申し込みは、令和5年10月6日（金）から令和6年2月29日（木）まで一斉申込（一次～四次調整）で受付し、令和6年3月以降は随時申込として受付します。育児休業明けで職場復帰する等、一斉申込（一次～四次調整）時点で令和6年度中に保育の必要性がある児童は、必ず申し込みを行うようにしてください。
- (2)令和5年10月6日（金）から令和5年10月31日（火）までに行う公立園の1号認定、公立園および私立園の2号・3号認定の一斉申込（一次調整）は、第1希望の施設の受付日に高島市役所本庁舎（新館3階）までお越しください。受付日に都合がつかない場合は、受付期間内であれば他の受付日でも申し込みをすることができます。一斉申込（一次調整）期間中は幼児保育課の窓口では受付しませんのでご注意ください。
- (3)1号認定の受付は、公立園と私立園で申込先や受付日が異なります。（詳しくはP9をご覧ください。）
- (4)2号・3号認定の受付時に幼児保育課職員による面接を行いますので、必要書類をお持ちいただき、児童同伴でお越しください。
- (5)受付は必要書類の確認と面接を同時に行うため、混雑時にはお待ちいただく場合があります。
- (6)教育・保育の特色やサービス等は各施設によって異なりますので、このしおりに記載している「高島市内 認定こども園等サービス一覧表」や「園概要」を参考にいただき、ご不明な点は施設にご確認ください。園概要の内容は、しおり作成時の情報のため、今後、変更となる場合があります。
- (7)利用を希望する施設は、見学されることをお勧めしますが、事前に施設に連絡をしてください。保育内容や送迎等をご確認いただき、入所の意思のある施設をご記入ください。
- (8)必要書類が不備なく全てそろっていないければ受付できません。昨年度から様式が変わっている必要書類がありますので、必ず最新の様式でご準備いただき、記入漏れがないか等、保護者自身が確認のうえ、申し込みをしてください。また、消えるペン、修正液、修正テープ等を使用した必要書類は受付できません。
- (9)必要書類は高島市ホームページからダウンロードできます。封筒に同封されていない必要書類は、ダウンロードしていただくか幼児保育課までご連絡ください。
- (10)入園や退園は月単位です。原則、認定こども園等の入園日は毎月1日で、退園日は末日となります。月途中の育児休業からの復帰であっても、利用希望期間の開始日は1日になります。
- (11)保育の必要性の認定を受けた2号・3号認定の児童は、P12～13に基づき、保育を必要とする優先度の高い児童から順に利用施設を決定します。保育を必要とする程度が高い場合であっても、認定こども園等の体制や受入枠を超える申し込み等により、希望の施設に利用が決まらないことがあります。
- (12)利用希望施設の記入は、第1希望のみでも複数の施設の記入でも、利用調整において有利・不利になることはありません。
- (13)一斉申込（一次調整）の結果は、令和5年12月下旬に保護者あてに文書で通知します。それまでのお問い合わせについては、回答できません。
- (14)申し込み後に内容変更が生じた場合は、必ず幼児保育課へご連絡ください。



2. 特定教育・保育施設等やクラス編成について

(1) 特定教育・保育施設等の種類について

高島市には、次の特定教育・保育施設や地域型保育事業所があります。

区分		内容	入園の申し込み先	認定区分
幼稚園 (3～5歳)		小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。	私立幼稚園	1号認定
認定 こども園	保育園部 (0～5歳)	保育所と幼稚園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	幼児保育課	2号認定 3号認定
	幼稚園部 (3～5歳)		公立園は幼児保育課 私立園は各施設	1号認定
小規模保育事業所 (0～2歳)		19名以下という小さい規模で保育する施設です。	幼児保育課	3号認定
家庭的保育事業所 (0～2歳)		5名以下という小さい規模で家庭環境に近い環境の中で保育する施設です。	幼児保育課	3号認定

※教育・保育の特色やサービス等は各施設によって異なりますので、このしおりに記載している「高島市内 認定こども園等サービス一覧表」や「園概要」を参考にいただき、ご不明な点は施設にご確認ください。

(2) クラス編成について

令和6年度のクラス編成は、下表のとおりです。

クラス	生年月日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日～
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

※クラス年齢は令和6年4月1日現在の年齢です。

(3) 高島市内の認定こども園等について

各地域における特定教育・保育施設等は、次のとおりです。

地域	Map (P33 ~36)	施設名 (区分)	住所	園概要
マキノ	公立①	高島市立マキノ東こども園※1 (保育所型認定こども園)	〒520-1812 マキノ町西浜300番地1	P46
	公立②	高島市立マキノ西こども園※1 (保育所型認定こども園)	〒520-1833 マキノ町蛭口1365番地1	P47
今津	公立③	高島市立今津東保育園 (小規模保育事業所) ※2	〒520-1623 今津町住吉二丁目16番地5	P48
	私立①	社会福祉法人近江愛隣会 愛隣こども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1613 今津町上弘部1231番地1	P37
	私立②	社会福祉法人のぞみ会 なないろこども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1652 今津町福岡1926番地	P38
	私立③	学校法人恵の園 今津幼稚園 (幼稚園)	〒520-1621 今津町今津1650番地1	P39
	私立④	家庭的保育園 Peek-a-boo (家庭的保育事業所)	〒520-1652 今津町福岡1145番地13	P40
朽木	公立④	高島市立朽木こども園 (保育所型認定こども園)	〒520-1401 朽木市場1101番地2	P49
安曇川	公立⑤	高島市立古賀保育園 (小規模保育事業所) ※2	〒520-1202 安曇川町下古賀1182番地	P50
	私立⑤	社会福祉法人はこぶね会 はこぶね保育園ひかりの (小規模保育事業所)	〒520-1221 安曇川町青柳705番地1	P41
	私立⑥	社会福祉法人はこぶね会 安曇川はこぶね保育園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1221 安曇川町青柳700番地1	P42
	私立⑦	学校法人安曇川学園 中央ユニバーサルこども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1217 安曇川町田中532番地1	P43
	私立⑧	学校法人藤波学園 藤波こども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1223 安曇川町下小川120番1	P44
高島	公立⑥	高島市立高島こども園 (保育所型認定こども園)	〒520-1102 野田1631番地	P51
	私立⑨	社会福祉法人慈光会 しろふじ保育園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1112 永田1233番地1	P45
新旭	公立⑦	高島市立大師山さくら園 (保育所型認定こども園)	〒520-1531 新旭町饗庭5138番地	P52
	公立⑧	高島市立静里なのはな園 (保育所型認定こども園)	〒520-1511 新旭町藁園2305番地	P53

※1 マキノ東こども園は、令和9年4月1日にマキノ西こども園と統合する予定です。統合後は、マキノ西こども園に通園することになります。

※2 古賀保育園と今津東保育園は令和8年3月31日で閉園する予定です。令和8年4月1日以降は、他園への入園申込をしていただく必要があります。

3. 教育・保育給付認定について

(1) 教育・保育給付認定の区分について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園等を利用する場合は、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定を受けた場合、「支給認定証」を交付します。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育必要量（内容）			利用できる施設			
			教育標準時間	保育短時間	保育標準時間	幼稚園	認定こども園	事業所 小規模保育	事業所 家庭的保育
1号認定	満3歳以上	なし	○	△	△	○	○	△	△
2号認定	満3歳以上	あり	△	○	○	△	○	△	△
3号認定	満3歳未満	あり	△	○	○	△	○	○	○

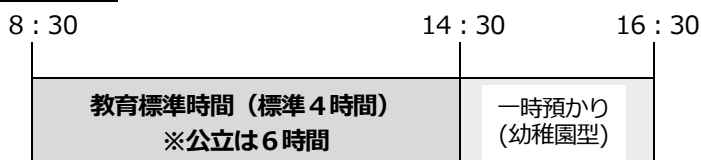
※3号認定については、認定期間は最長でも満3歳の誕生日の前々日までとなりますが、市において2号認定に変更しますので、保護者が変更申請の手続きをする必要はありません。

(2) 保育の必要量のイメージについて

保育の必要量は、1号認定と2号・3号認定で異なります。

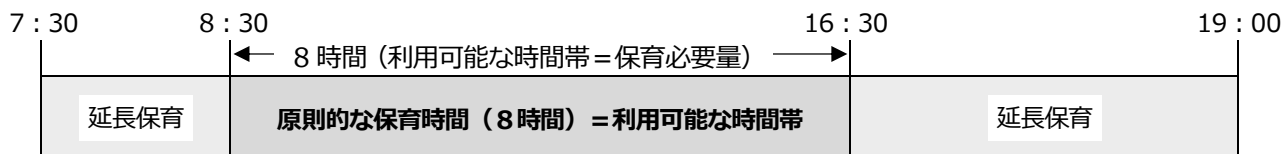
※利用可能な時間帯とは、就労等の理由により子どもを保育できない時間に限られます。

【教育標準時間（1号認定）】

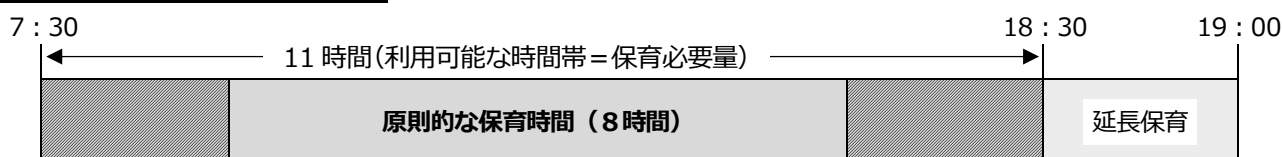


【保育短時間（2号・3号認定）】

※はこぶね保育園ひかりのと家庭的保育園 Peek-a-book は短時間認定のみです。
（はこぶね保育園ひかりのについては延長保育なし）



【保育標準時間（2号・3号認定）】



※保護者の勤務時間の都合等で、認定された時間を超えて教育・保育が必要な児童は、一時預かり事業（幼稚園型）または延長保育を利用することができます。その際は料金がかかる場合があります。

(3) 保育の必要性について（2号・3号認定）

2号・3号認定（保育の利用に必要な認定）を受ける児童は、次の保育を必要とする事由により有効期間や保育の必要量も認定します。

「友達をつくりたい」、「集団生活に慣れさせたい」等の理由だけでは、入園することはできません。認定期間中に保護者の働き方等が変わった場合は、その都度、教育・保育給付認定の変更申請が必要です。なお、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園となります。

	保育を必要とする事由	認定期間	保育の必要量
1	就労（父母ともに月 120 時間以上）	小学校就学前まで または認める期間	保育標準時間
	就労（父母ともに月 60 時間以上でいずれかが月 120 時間未満）	小学校就学前まで または認める期間	保育短時間
2	妊娠・出産	分娩予定月を含む前後各 2 か月 （計 5 か月間）	保育標準時間
3	保護者の疾病・障がい	その事由に該当しなくなるまで	保育標準時間 保育短時間
4	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること	その事由に該当しなくなるまで	保育標準時間 保育短時間
5	災害復旧	その事由に該当しなくなるまで	保育標準時間
6	求職活動（起業準備を含む。）	最長 3 か月	保育短時間
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）	保護者の卒業（修了）予定日まで	保育標準時間 保育短時間
8	虐待又はDVのおそれがあること	小学校就学前まで または認める期間	保育標準時間
9	育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業期間 （最長 1 年間）	保育短時間
10	その他、上記に類する状態として市が認める場合	小学校就学前まで または認める期間	保育標準時間 保育短時間

※給与収入等の対価を得ない労働は、保育の必要性のある就労とはみなしません。（自営業協力者についても同様です。）

※保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望により保育短時間認定を選択することができます。ただし、保育短時間認定の場合は、保育標準時間認定を選択することはできません。

※求職活動で認定を受けた場合は、認定期間の延長は原則できません。期限内に就労し、就労への認定変更の手続きが済んでいない場合は、継続して保育認定を受けることはできません。

※就学の必要量の認定は就労に準じます。

※妊娠・出産を事由に新規入園した場合は、育児休業を取得された場合でも育児休業へ認定変更することが出来ず、退園となります。

4. 申し込みについて

(1) 必要書類等について

昨年度から変更している様式がありますので、必ず最新の様式で申し込みをしてください。申請書等は高島市ホームページからダウンロードできます。

	必要書類等	1号認定	2号認定 3号認定
1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	○	○
2	保育の利用を必要とする理由書		○
3	保育の必要性が確認できる書類（P7参照）※発行から3か月以内のもの		○
4	特定教育施設・保育施設利用申込書	○	○
5	母子健康手帳（申込児童分）	○	○
6	個人番号カードまたは通知カード	○	○
7	<p>◎令和5年1月1日時点または令和6年1月1日時点で高島市に住民登録がなかった保護者は下記の書類の提出が必要です。（個人番号が確認できれば不要です） ※個人事業主は、所得の申告を済ませておいてください。</p> <p>市町村民税課税証明書など、市町村民税額のわかるもの（父母）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望開始月が令和6年4月から令和6年8月の利用申込児童 → 令和5年度（令和4年分）の市町村民税額のわかるもの ・利用希望開始月が令和6年9月から令和6年3月の利用申込児童 → 令和6年度（令和5年分）の市町村民税額のわかるもの 	○	○

※必要書類には、消えるペン、修正液、修正テープ等は使用しないでください。

※離婚を前提に別居している場合であっても、原則として婚姻関係にある間は生計が同一であるものとみなしますので、父母それぞれの書類の提出が必要です。離婚調停中等であれば、そのことがわかる書類が必要です。確認できた場合は、ひとり親とみなしますので、書類は1人分で結構です。

※転入予定で、ひとり親の場合は戸籍謄本が必要です。

※複数の児童を同時に申し込む場合は、2、3、7の必要書類は1部で結構です。

(2) 個人番号（マイナンバー）について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

記載した全ての個人番号につき、個人番号カード、通知カードまたは個人番号入りの住民票の写しを持参してください（コピー可）。また、手続きを行う方の本人確認書類も併せてお持ちください。

マイナンバー確認書類	本人確認書類	
次のいずれか1つ	次のいずれか1つ	次のいずれか2つ以上
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し または住民票記載事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・住基カード（顔写真付き） ・在留カード ・その他顔写真付きの公的な身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・住基カード（顔写真なし） ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・その他

(3) 保育の必要性が確認できる書類について（2号・3号認定）

保育を必要とする事由に応じて必要書類が異なります。父母ともに次に挙げる書類の提出が必要です。

保育を必要とする事由		必要書類
1	就労	
	外勤・内職	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労証明書 ■ 月間スケジュール表（内職のみ） ※保護者が記載したもの、日付等が無いものは無効です。
	自営業・農業（中心者）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労証明書 ■ 確定申告書（市県民税申告書）、開業届出書等、事業主であることがわかる書類の写し
	自営業・農業（協力者）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労証明書 ■ 専従者の記載のある確定申告書（市県民税申告書）、■ 源泉徴収票等、就労していることがわかる書類の写し ※確定申告書（市県民税申告書）、源泉徴収票等の公的な書類の添付が無い場合、給与明細、給与振り込みがわかる通帳、給与台帳（源泉徴収簿）、出勤簿、タイムカードのうち2点以上の提出（写し）をお願いします。 ※自営業でも株式会社等の場合は外勤扱いとします。 ※自家消費等の収益を伴わない労働は対象外です。
2	妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ■ 母子健康手帳の写し（保護者の氏名、分娩予定日の頁）
3	疾病	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診断書（疾病名、保育が困難な状況、期間を明記）
4	障がい	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者手帳または介護保険被保険者証の写し（本人欄、障がい名、等級、手帳番号の部分）
5	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診断書（疾病名、介護が必要な状況、期間等を明記）または介護保険被保険者証の写し等 ■ 介護・看護の月間スケジュール表
6	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ■ 罹災証明書等
7	求職活動（起業準備を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ■ ハローワークカードまたはハローワーク受付票の写し ※ハローワークカードが無い場合は、申立書に現在の求職活動の状況を詳しく記入してください。
8	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在学証明書、入学決定通知書等 ■ 就学時間が確認できる書類
9	育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労証明書 ※育児休業の期間が記入されていないものは無効です。
10	その他、上記に類する状態として市が認める場合	幼児保育課までご相談ください。

※各必要書類が揃えられなければ、保育を必要とする事由の認定ができません。

※必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

※申し込みの内容と事実が異なる場合、認定を取り消すことがあります。

(4) 育児休業明けの申し込みについて

年度内に育児休業から職場復帰を予定されている場合も入園申込の受付を行います。提出された就労証明書の記載内容どおり復職していない場合は、認定を取り消します。原則、復職予定日が属する月からの申し込みとなりますが、復職日がその月の15日以前である場合は、前月からの入園を希望することもできます。職場や家族と充分ご相談のうえ希望月を決めてください。なお、復職日が4月15日以前の場合は、前月が前年度になるため、前月からの利用を希望する場合は、前年度分の申し込みも必要となります。

育児休業の期間と就労時間を明記された就労証明書を提出してください。

※育児短時間制度を利用する場合、育児短時間制度の勤務時間や日数により審査をする（指数をつける）場合があります。

(5) 障がいや有する、または特別な配慮を要する児童の申し込みについて

障がい児保育を実施していない施設もありますので、事前に児童と一緒に利用希望施設の見学をされることをお勧めします。心身に障がいや有する場合や、心身の発達状況から特別な配慮が必要となる場合について、児童の様子分かる書類（母子健康手帳・障がい者手帳・普通の生活の様子分かるもの等）の提出をお願いします。

(6) アレルギーをお持ちの児童の申し込みについて

アレルギーの状況がわかる書類（診断書等）の提出をお願いします（施設によっては、診断書の様式を定めている場合があります）。児童の状況により異なりますので、必ず利用希望施設へ事前にご相談ください。特に除去食が必要な場合は、診断書（指示書）や検査結果等医師の具体的な指示に基づき、保護者と相談しながらできる範囲で対応（除去等）しますが、対応ができない場合は、家から代替品を持参していただくこととなります。

(7) ステップ（ならし）保育について

児童が無理なく集団生活に慣れていけるように、年齢や状況に合わせ、入園当初は短時間でのステップ保育を実施しています。ステップ保育の期間は、おおむね1週間程度です。（個人差があったり、施設によっても期間は違います。）特に0歳から2歳までの児童は環境の変化に敏感ですので、利用施設にご相談ください。

※原則、入園日より前にステップ保育をすることはできません。

※ステップ保育期間中は、通常の保育時間より早い時間での降園となります。保護者の方は、児童の送迎や就労時間調整のご協力をお願いします。

(8) 入所保留（待機）について

認定こども園等では、適正な保育運営を行うため、児童の年齢ごとに受入枠を設けています。そのため、認定こども園等の体制等の理由により、入園できないことがあります。受入枠を超える申し込み等により、利用調整の結果、希望の施設に利用が決まらなければ、入所保留（待機）となります。その場合は、送付する「保育所入所保留通知書」に記載の保留の有効期限内で、翌月以降も希望の施設の利用調整を行います。

入所保留中における翌月以降の利用調整の結果は、入園できる場合のみご連絡します。

年度内に入園できず、次年度も利用調整を希望する場合は、改めて次年度の申し込みが必要です。

※入所保留中に世帯状況や就労状況等の変更があった場合は、必ず幼児保育課にご連絡ください。

(9) 認定変更または転園の申し込みについて

次年度4月から認定区分変更（1号認定⇔2号認定）や転園を希望する場合は、P6の必要書類を揃えて提出してください。また、転園が決まった場合は、年度末までに退園手続きも行ってください。

(10) 1号認定（幼稚園・認定こども園（幼稚園部））の一斉申込について

1号認定の受付は公立園と私立園で異なります。私立園は直接、保護者が施設に申し込みをしてください。公立園の受付は、次のとおりです。

【受付期間】公立園：令和5年10月20日（金）～10月31日（火）

【受付場所等】私立園：利用希望施設にお問い合わせください。

【受付場所等】高島市役所本庁舎（新館3階） 日時は次のとおり

区分	施設名	受付日	受付時間	
			AM(9時～11時30分)	PM(13時～16時)
公立	静里なのはな園	10月20日（金）	○	○
	大師山さくら園	10月23日（月）	○	○
	マキノ東こども園 マキノ西こども園	10月25日（水）	○	○
	朽木こども園 高島こども園	10月31日（火）	○	○

※上記申込期間中は高島市役所幼児保育課窓口で受付は行いません。

※公立園の1号認定の受付は、必要書類の確認のみで面接はありませんが、2号・3号認定の受付と同時に行うため、混雑時にはお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

※公立園の第1希望の施設の受付日に都合がつかない場合は、他の受付日でも申し込みをすることができます。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の一斉申込の流れ

一斉申込（記入方法はP20以降参照）

公立園：高島市役所 本庁舎（新館3階）で幼児保育課の職員が受付します。
私立園：利用を希望する施設が受付します。



利用決定等通知（12月下旬）

- 利用施設の決定後は、次の書類を送付します。
公立園：利用決定通知書および支給認定証を送付します。
私立園：支給認定証を幼児保育課より送付します。また、入園決定通知書は施設から送付されます。
- 入園決定後は、各施設で入園説明会が行われ、施設と利用契約をします。



入園（4月以降～）

- 入園後、児童の集団生活への適応等を目的として、ステップ保育があります。入園時の面接の際にご相談ください。
※ステップ保育の期間については、児童の成長により個人差があります。

(11) 2号・3号認定（認定こども園（保育園部）等）の一斉申込（一次調整）について

2号・3号認定の受付は、私立園と公立園ともに同様に行います。育児休業明けで職場復帰する等、令和6年度中に保育の必要性がある児童は一斉申込（一次～四次調整）時点で必ず申し込みを行うようにしてください。

【受付期間】令和5年10月6日（金）～10月31日（火）

【受付場所等】高島市役所本庁舎（新館3階） 日時は次のとおり

区分	施設名	受付日	受付時間	
			AM(9時～11時30分)	PM(13時～16時)
私立	藤波こども園	10月6日（金）	○	○
	中央ユニバーサルこども園	10月11日（水）	○	○
	しろふじ保育園	10月13日（金）	○	○
	なないろこども園	10月16日（月）	○	○
	安曇川はこぶね保育園 はこぶね保育園ひかりの	10月17日（火）	○	○
	愛隣こども園 家庭的保育園 Peek-a-boo	10月18日（水）	○	○
公立	静里なのはな園	10月20日（金）	○	○
	大師山さくら園	10月23日（月）	○	○
	マキノ東こども園 マキノ西こども園 今津東保育園	10月25日（水）	○	○
	朽木こども園 高島こども園 古賀保育園	10月31日（火）	○	○

※一斉申込（一次調整）期間中は、令和6年度新規入園の受付は高島市役所幼児保育課窓口で行いません。

※2号・3号認定の受付時に幼児保育課の職員による面接を行いますので、必要書類をお持ちいただき、児童同伴でお越しください。

※受付は必要書類の確認と面接を同時に行うため、混雑時にはお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

※第1希望の施設の受付日に都合がつかない場合は、他の受付日でも申し込みをすることができます。この場合でも、面接を受付時に行いますので、児童同伴でお越しください。

認定こども園（保育園部）等の一斉申込（一次～四次調整）の流れ

●一次調整

対象者：令和5年10月6日（金）～10月31日（火）で受付をした児童
※保育を必要とする事由が「求職活動」の児童は二次調整で利用調整します。ただし、認定こども園等利用調整（P12～13）において、『2 調整区分』の『13 保育士』に該当する児童は除きます。

受付場所：P10参照
結果通知：令和5年12月下旬
送付書類：【公立園に決定】利用決定通知書および支給認定証
【私立園に内定】利用調整結果通知書および支給認定証（決定通知書は施設から送付されます。）
【入所保留（待機）】保育所入所保留通知書および支給認定証

決定（内定）した

決定（内定）しなかった

●二次調整

対象者：①一次調整で受付をした児童（保育を必要とする事由が「求職活動」）
②一次調整で入所保留になった児童
③令和5年12月28日（木）までに受付をした児童

受付場所：高島市役所 幼児保育課（新館1階）
結果通知：令和6年1月下旬
送付書類：一次調整と同様
※②の児童は、利用施設が決定（内定）した場合のみ通知書を送付します。

決定（内定）した

決定（内定）しなかった

●三次調整

対象者：①二次調整で入所保留になった児童
②令和6年1月31日（水）までに受付をした児童

受付場所：高島市役所 幼児保育課（新館1階）
結果通知：令和6年2月下旬
送付書類：一次調整と同様
※①の児童は、利用施設が決定（内定）した場合のみ通知書を送付します。

決定（内定）した

決定（内定）しなかった

●四次調整

対象者：①三次調整で入所保留になった児童
②令和6年2月29日（木）までに受付をした児童

受付場所：高島市役所 幼児保育課（新館1階）
結果通知：令和6年3月中旬
送付書類：一次調整と同様
※①の児童は、利用施設が決定（内定）した場合のみ通知書を送付します。
その他：四次調整でも入所保留となった児童は、保留の有効期限内において、令和6年5月以降も利用調整を行い、利用可能となった場合に保護者に連絡します。

決定（内定）した

入園（4月以降～）

利用（入園）が決定された方は、各施設で行われる入園説明会に参加していただきます。
※4月入園の場合、2月頃となります。詳しくは施設にご確認ください。

(12) 保育施設利用調整にかかる指数表について(2号・3号認定)

≪ 1 基本区分 ≫

保育を必要とする事由				指数		必要書類		
				父	母			
1 就労	外勤	月20日以上	1日8時間以上(月160時間以上)	10	10	■就労証明書		
			1日6時間以上(月120時間以上)	9	9			
			1日4時間以上(月80時間以上)	7	7			
		月16日以上	1日8時間以上(月128時間以上)	9	9			
			1日6時間以上(月96時間以上)	8	8			
			1日4時間以上(月64時間以上)	6	6			
	自営業 農業	中心者	月20日以上	1日8時間以上(月160時間以上)	10	10	■就労証明書 ■確定申告書(市県民税申告書)、 開業届出書等、事業主であることが わかる書類の写し	
				1日6時間以上(月120時間以上)	9	9		
				1日4時間以上(月80時間以上)	7	7		
			月16日以上	1日8時間以上(月128時間以上)	9	9		
				1日6時間以上(月96時間以上)	8	8		
				1日4時間以上(月64時間以上)	6	6		
		協力者	月20日以上	1日8時間以上(月160時間以上)	9	9		■就労証明書 ■専従者の記載のある確定申告書(市県民税申告書)、源泉徴収票等、就労していることがわかる書類の写し ・確定申告書(市県民税申告書)、源泉徴収票等の添付が無い場合、給与明細、給与振り込みがわかる通帳、給与台帳(源泉徴収簿)、出勤簿、タイムカードのうち2点以上の提出(写し)をお願いします。いずれも提出できない場合は、月間スケジュール表を添付してください。その際には、P12指数表の「1 就労」上記以外で保育の必要性がある場合の扱いとします。 ・自家消費等の収益を伴わない労働は対象外です。
				1日6時間以上(月120時間以上)	8	8		
1日4時間以上(月80時間以上)				6	6			
月16日以上			1日8時間以上(月128時間以上)	8	8			
			1日6時間以上(月96時間以上)	7	7			
			1日4時間以上(月64時間以上)	5	5			
内職	月16日以上	1日4時間以上(月64時間以上)	4	4	■就労証明書 ■月間スケジュール表等			
複数の就労先で勤務されている場合				(注1)		(注1)		
上記以外で保育の必要性がある場合				3		3		
2 妊娠・出産					10	■母子健康手帳の写し (保護者の氏名、分娩予定日の頁)		
3 疾病 障がい	疾病	入院・常時臥床・特定疾患 精神性(6カ月以上の治療期間を要する場合)		10	10	■診断書 (疾病名、保育が困難な状況、 期間を明記)		
		その他の疾病		6	6			
	障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護認定4・5		10	10	■障害者手帳の写しまたは介護保険 被保険者証の写し (本人欄、障がい名、等級、手帳番 号の部分)		
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、 精神障害者保健福祉手帳3級、要介護認定3		6	6			
4 同居の親族の 介護・看護	入院・自宅で常時臥床の看護、介護、付き添い		10	10	■診断書(疾病名、介護が必要な状 況、期間等を明記)または介護保険 被保険者証の写し等 ■介護・看護の月間スケジュール表			
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、 要介護度3以上の介護等		10	10				
	週4日以上かつ、1日4時間以上の看護、 介護、付き添い		6	6				
	上記以外の看護、介護、付き添い		4	4				
5 災害復旧				10	10	■罹災証明書等		
6 求職活動	求職活動または起業準備を行っている場合			3	3	■ハローワークカードまたはハローワーク受付 票の写し※用意できない場合は申立書		
	求職活動または起業準備を行っているひとり親世帯の場合			10	10			
7 就学	学校や職業訓練校などに通っている場合			8	8	■在学証明書 ■就学時間が確認できる書類		
8 その他	福祉事務所が必要と認める場合			(注2)	(注2)			

(注1)複数の事業所で勤務されている場合は、それぞれの就労証明書と、月間スケジュール表の提出が必要となります。また指数については、市の定める規定により判定します。

(注2)福祉事務所長が必要と認める場合の区分は、それぞれの状態を考慮のうえ、判定します。

≪ 2 調整区分 ≫

番号	項目		指数
1	ひとり親世帯	ひとり親世帯で祖父母と別居している場合	16
2		ひとり親世帯で祖父母と同居している場合（世帯分離含む）	15
3	生活保護世帯	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	10
4	生計中心者の失業	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
5	子どもが障がい有する場合	子どもが障がい有する場合	3
6	育児休業明け	育児休業を取得しており、復帰する場合	3
7	兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が既に在園している保育所等と同一の施設を第一希望施設としている場合	5
8		兄弟姉妹が同一の保育所等を新規に利用希望する場合	3
9	親族の状況	申込児童以外の就学前児童を保護者または別居の親族が保育する場合	-5
10		同一学区内で保育可能な65歳未満の祖父母等の親族がいる場合	-3
11	就労	就労内定の場合	-1
12	求職活動	必要書類が申立書である場合	-2
13	保育士	保護者が市内の保育所等で就労している。または、就労をする予定の保育士である場合 ※保育士証の写しを添付してください	15
14	介護職員	保護者が市内の介護サービス事業所等で就労している正規介護職員である場合	3
15	継続利用	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童（連携施設を第一希望施設としている場合）	10
		小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童（連携施設以外を第一希望施設としている場合）	3
16	社会的養護	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合 ※社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む。	(加減点)
17	育休延長	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。	(減点)
18	その他	その他市が定める事由	(加減点)

※ 13... 保育士証に記載されている氏が旧姓の場合は、運転免許証等の氏の変更が確認できる書類を提示してください。

※ 13、14... 保育士、介護職員に該当する場合は、対象児童が在園中において当該職員であること等の誓約書を提出していただきます。

※ 15... 2歳児クラス以外は対象外です。

※ 16、17、18... 内容により加減点を行います。

≪ 3 優先区分 ≫

優先順位	項目
1	利用申込時点において、児童および保護者が高島市内に住所を有している
2	特別な支援を要する家庭、ひとり親家庭である
3	父母の基本区分の指数のうち低い方を比較し、指数の高い児童である
4	兄弟姉妹が既に同一の保育所等に在園している場合
5	利用希望の順位が高い施設である
6	利用希望月の早い児童である
7	所得が低い世帯
8	保育を必要とする事由等を総合的に判断

※ 7... 優先順位7の基準となる所得は、4月～8月の保育利用調整の場合は令和5年度課税所得（令和4年分所得）、9月以降は令和6年度課税所得（令和5年分所得）を基準とします。

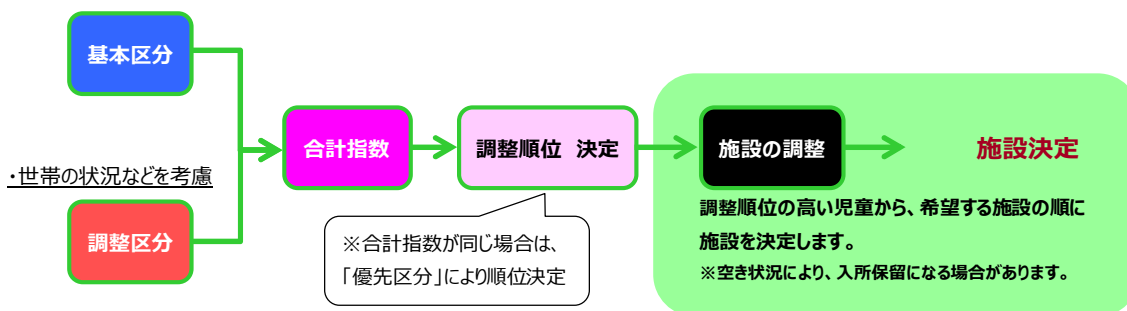
利用調整について

保育を必要とする事由により決定する「基本区分」と世帯の状況などにより決定する「調整区分」の合計指数を基に、指数の高い児童から順に、希望する施設の空き状況を確認し、利用施設を決定します。

なお、施設の空き状況以上に申し込みがあった場合、「基本区分」と「調整区分」の合計指数の高い児童が優先となります。合計指数が同じ場合は、「優先区分」に基づき利用調整を行います。

利用調整は、第1希望の保育施設に調整できない場合は、順に第2希望、第3希望の保育施設で調整を行います。

・保育を必要とする事由を考慮



5. 入園決定（内定）後について

（1）入園の辞退について

利用決定（内定）をしてから入園までの間に、施設を利用する必要がなくなった場合は、次の書類を支給認定証等と併せて提出してください。

【公立園】「教育・保育給付認定申請取り下げ申出書」および「入園辞退届」を幼児保育課に提出してください。

【私立園】「教育・保育給付認定申請取り下げ申出書」を幼児保育課に提出してください。

※私立園の入園辞退の手続きは施設にご確認ください。

（2）入園月の変更について

入園決定後の入園月の変更は、原則として出来ません。ただし、入園児童の疾病等により、予定していた月の入園がやむを得ず困難となった場合は、幼児保育課までご連絡ください。

（3）利用施設の変更について

利用施設の変更は出来ません。

（4）入園までの認定内容の変更について

【就労等で利用決定（内定）しているが、妊娠の確定を受けた場合】

保護者の「妊娠・出産」以外の事由で保育の必要性が認定され、入園月の前々月から入園月の翌々月の5か月間に保護者の出産があった場合は、保育の必要性を「妊娠・出産」に変更し、再度審査を行いますので、「母子健康手帳の写し（保護者の氏名、分娩予定日の頁）」と「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

【就労で利用決定（内定）したが、退職して求職活動を行う場合】

原則、入園決定（内定）を取り消しますので、入園の辞退の手続きをしてください。求職活動を行う場合は、再度利用申込が必要です。

（5）退園について

必ず退園月の末日までに「退園届」を幼児保育課に提出してください。入園後に児童が、病気や保護者の里帰り出産等で1か月以上通園できない理由がある場合は、退園となります。また、認定期間終了後、保育を必要とする事由がない場合や認定変更を行わない、現況届の提出がない場合等も退園となります。

原則、退園日は末日となります。市外に転出するときも同様に、退園手続きをしてください。

※私立園を利用の方は、私立園に退園届を提出してください。提出後は取消ができませんのでご注意ください。

6. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化が実施されています。利用者負担額（保育料）について対象となるのは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども達です。また、0歳から2歳までの子ども達については、住民税非課税世帯が同様に無償化の対象となります。

高島市では、国の無償化の対象とならない子ども（0～2歳までの住民税課税世帯）の保育料も市が独自に完全無償化を行っています。

給食費（主食費・副食費）について、公立・私立を問わず施設の利用者については市の子育て施策として補助をしています。

7. 転入予定の児童の申し込みについて

申し込み時点では市外在住であっても、利用希望開始月の前月の末日（期日）までに高島市へ転入予定の児童であれば申し込みを受付します。

申し込みについては、市内在住者と同様に行います。ただし、期日までに高島市に住民登録をされる必要がありますので、申立書に期日までに住民票を高島市に異動することの誓約を記入し、必要書類と併せて提出してください。

期日までに住民登録がない場合は、入園決定（内定）を取り消します。

※受入枠を超える申し込みの場合は利用調整を行います。合計指数が同じ場合は、『3 優先区分』に基づくため、高島市民の申し込みを優先します（P 13参照）。

※申立書は高島市ホームページからダウンロードできます。

※郵送、FAXによる受付は行いません。

8. 広域入所について

（1）高島市から他市町村の広域入所について

高島市に住民登録のある児童が、保護者の勤務等の都合で高島市外の認定こども園等への入園を希望する場合は、事前に希望する認定こども園等所在の市町村に締切日や必要書類等の注意点をご確認のうえ、幼児保育課にお問い合わせください。

高島市と認定こども園等所在の市町村との協議により入園の可否が決まりますので、当該市町村の事情によって入園できない場合があります。

【広域入所の流れ】



（2）他市町村から高島市の広域入所について

高島市で就労している等の理由により、高島市内の保育施設への入園を希望する場合は、住民登録のある市町村に申し込みをします。申込書類が締切日までに高島市で受付されていることが必要になります。※申し込み市町村での書類確認や、郵送期間もあるので早めにお手続きください。

高島市民の利用調整後、利用希望施設に空き定員がある場合のみ、他市町村からの広域入所の利用調整を行います（一斉申込では二次調整から対象としますが、市内の保育施設で就労している保育士は除きます）。

広域入所の利用期間は当該年度中となるため、次年度も引き続き利用を希望する場合は、毎年申し込みが必要です。

9. 在園中の認定変更手続きについて

年度途中で、保育を必要とする事由、保育の必要量（短時間保育⇔標準時間保育）を変更する場合は、毎月10日までに必要書類が提出された場合に限り、翌月1日から認定の変更をします。認定区分（1号認定⇔2号認定）を変更する場合は、変更したい月の前々月の末日までに必要書類を提出してください。

※定員の関係で必ずしも認定区分の変更ができるわけではありません。先に施設にご確認ください。また、居住地等が変わる場合等も幼児保育課へ必ず申し出てください。

【提出期限】認定変更：変更したい月の前月10日まで（10日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

認定区分変更：変更したい月の前々月の末日まで（末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）

【受付場所】高島市役所 幼児保育課（新館1階）

【受付時間】8時30分～17時15分

【必要書類等】施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書

保育の必要性が確認できる書類（父母とも）

個人番号カードまたは通知カード

交付されている支給認定証

手続きをされる方の本人確認書類

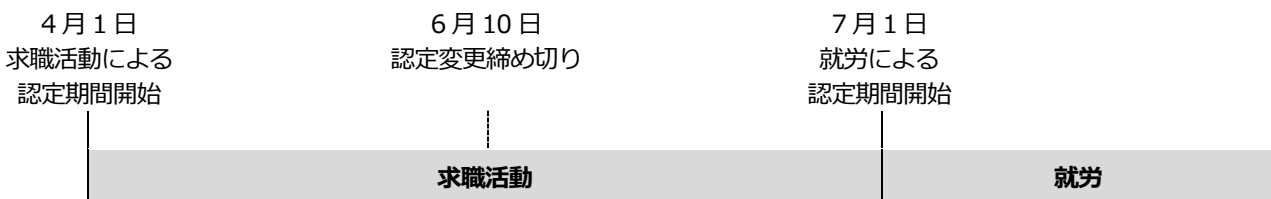
※必要書類等は、P6を参照してください。

よくある事例 ※手続きには、事例で挙げている書類の他に上記の必要書類を提出してください。

（1）求職活動を事由に新規入園したが、就労した場合

認定期間中（最長3か月）に就労した場合は、保育を必要とする事由を変更しますので、認定期間終了月の10日までに就労していることを証明する「就労証明書」を提出してください。

※求職活動での認定は同じ年度内で一度だけです。



※認定期間は6月末までですが、翌月からの変更の締め切りとなる6月10日までに提出をすることで、翌月以降も継続利用が可能となります。

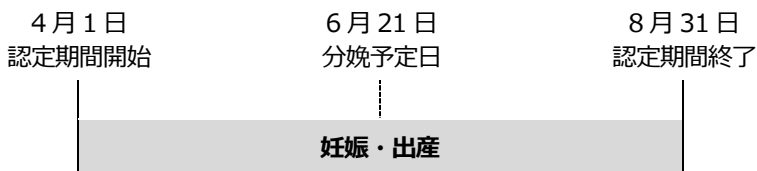
※保育必要事由が認定期間終了月の10日までに確認できない場合は退園になります。

（2）就労していたが、退職して求職活動を行う場合

保育を必要とする事由を変更しますので、「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。変更申請書の提出後、認定期間が3か月間に変更され、認定事由が「求職活動」に変わります。

（3）妊娠・出産を事由に新規入園した場合

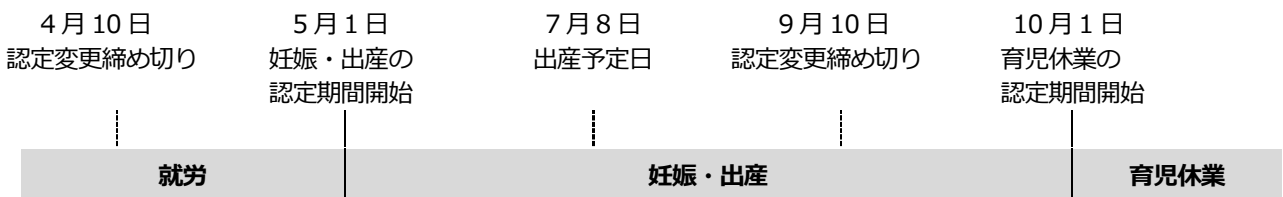
母子健康手帳に記載されている分娩予定日を基準として、産前2か月・産後2か月目の月末までが「妊娠・出産」としての認定期間となり、期間満了後は退園することになります。ただし、産後において母子の健康状態等により、認定期間を変更したい場合はご相談ください。



(4) 就労していたが、第2子以降を妊娠し、出産後に育児休業を取得する場合

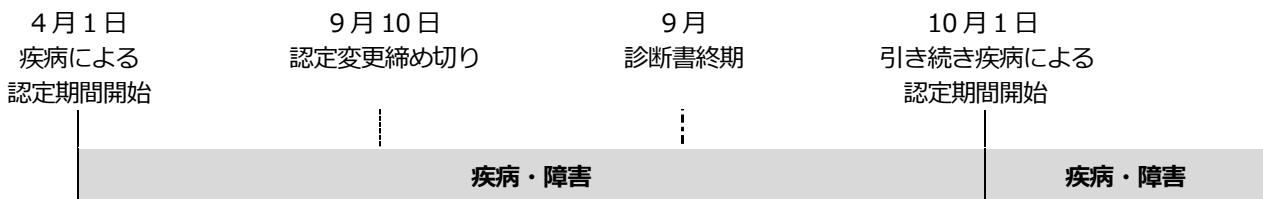
母子健康手帳の交付を受けたら、「母子健康手帳の写し」を提出してください。分娩予定日を基準として産前2か月・産後2か月目の月末までが「妊娠・出産」としての認定期間となります。

その後、育児休業の対象となる児童が満1歳になる月の月末まで、「育児休業」として認定を受けることができます。育児休業の期間を証明する「就労証明書」を提出してください。



(5) 疾病を事由に新規入園したが、引き続き事由が疾病に該当する場合

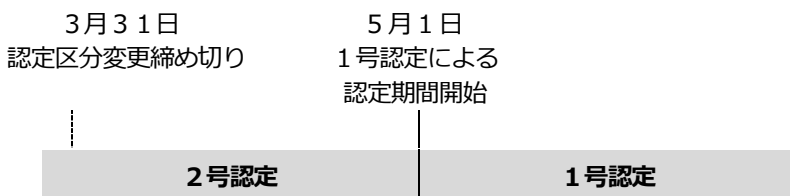
診断書に記載の期間までを認定期間としており、引き続き事由が該当して保育が必要となる場合は、認定期間終了月の10日までに期間等が明記された「診断書」を提出してください。



※診断書に記載の期間が9月までの場合、認定期間は9月末までです。10月から引き続き「疾病」で認定申請する場合は、9月10日までに手続きが必要です。

(6) 1号認定から2号認定への変更、または2号認定から1号認定へ認定区分を変更する場合

保護者自身が必ず利用施設に変更が可能か事前に確認のうえ、認定の変更申請をしてください。なお、1号認定から2号認定へ認定区分の変更をする場合は、保育の必要性が確認できる書類（P7参照）を提出してください。



※施設の定員等により、変更ができない場合があります。あらかじめ利用施設にご相談ください。

(7) 在園中に勤務先を変更した場合

新たな勤務先で証明した「就労証明書」と「教育・保育給付認定申請内容変更届」を提出してください。保育の必要量や認定期間が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」と保護者全員（父・母等）の保育の必要性が確認できる書類も必要です。

(8) 住所や保護者名等を変更した場合

住民票の異動や戸籍を変更した場合は、「教育・保育給付認定申請内容変更届」を提出してください。世帯員の変更も伴う転居をされた場合は、「教育・保育施設給付認定変更申請書」も必要です。

10. 延長保育等について

高島市内の認定こども園等では、在園児が保護者の就労等のやむを得ない事情等で認定を受けている時間を超過して保育を必要とする場合や未就園児が一時的に保育を必要とする場合について、以下の事業を実施しています。

ここで説明している時間や料金等は公立園の場合です。詳しくは施設にお問い合わせください。

(1) 延長保育

2号・3号認定の児童について、認定の保育時間を超過して延長保育を実施します。

【参考：公立園】

認定区分	延長保育の実施時間	延長保育料
保育短時間	7時30分～8時	30分当たり 100円
	16時30分～19時	
保育標準時間	18時30分～19時	

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定の児童について、教育標準時間を超過した時間や夏季休業日の預かりを行います。

【参考：公立園】

利用日	利用時間帯	一時預かり利用料
平日	14時30分～16時30分	30分当たり 100円
夏季休業日	8時30分～12時30分	利用基本額 1回当たり 400円
	12時30分～14時30分	1時間当たり 100円
	14時30分～16時30分	30分当たり 100円

(3) 病児保育

入院の必要はなくても、病気のために幼稚園・認定こども園等に登園できず、保護者の就労等の理由により家庭で保育を行うことが困難な児童を対象に保育します。

詳しくは高島市ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 高島市病児保育室 「おひさま」

〒520-1121 高島市勝野1667番地 高島市民病院 健診棟1階

080-5706-9555（保育室専用の携帯電話です。）

(4) 一時預かり事業（一般型）

未就園児がいる保護者が一時的に家庭で児童を保育できないとき、保護者の病気等の緊急時や保護者の心身の負担を軽減するために、認定こども園等で一時的に保育します。

詳しくは高島市ホームページをご覧ください。施設にお問い合わせください。

1.1. 随時申込について

一斉申込終了後に保育が必要になり申し込みされる場合は、次のとおり随時申込を受付します（一斉申込等で待機となった児童の認定変更も含まれます）。※私立の幼稚園（部）については、直接施設にお問合せください。

【受付期間】 令和6年3月1日以降随時 利用希望月の前々月の末日まで
（末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）

【受付場所】 高島市役所 幼児保育課（新館1階）

【受付時間】 8時30分～17時15分（窓口延長開庁日であっても、時間外の受付は行っておりません。）

【必要書類】 P6参照（一斉申込と同様です。）

【結果通知】 受付した月の翌月20日頃に文書で発送します。

※各支所および施設では受付はできません。

※2号・3号認定の受付時に幼児保育課による面接を行いますので、申込児童分の母子健康手帳をお持ちいただき、児童同伴でお越しください。

※保育の必要性が高い場合であっても、申し込み多数の場合や施設の状況により、希望された施設を利用できないことがあります。

教育・保育給付認定申請・施設利用申し込み（記入方法はP20以降参照）

- 公立園、私立園とも幼児保育課の職員が受付します。
- 必要書類を確認し、保育の必要性等を認定するための面接を同時に行います。

利用調整

- 申請者の希望、認定こども園等の状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整を行います。
- ※利用調整とは、市が定める「保育施設等利用調整にかかる指数表」に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うことです。

決定（内定）した

決定（内定）しなかった

利用決定等通知

- 利用施設の決定（内定）後は、以下の書類を送付します。
- 【公立園に決定】 利用決定通知書および支給認定証
【私立園に決定】 利用調整結果通知書および支給認定証を送付
（決定通知書は施設から通知）

入所保留通知

- 利用調整の結果、認定こども園等のクラスに空き定員が無い場合は、入所保留（待機）となり、保留通知書および支給認定証を送付します。
- 保留の有効期限内で翌月以降も利用調整を行い、利用可能となった場合にのみ保護者に連絡します。
- 年度内に入園できなかった場合で、次年度も利用調整を希望する場合は、改めて次の年度の利用申し込みが必要です。

入園

- 入園後、児童の集団生活への適応等を目的として、ステップ保育があります。入園時の面接の際にご相談ください。
- ※ステップ保育の期間については、児童の成長により個人差があります。

様式第3号 (第5条関係)

新

施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

高島市長

(フリガナ) 保護者氏名	タカシマ タロウ 高島 太郎	連 宅 番 号	25-8136	支給認定番号 (既に認定済の方)
保護者住所	〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地			
申請にかかる 小学校就学前 子ども氏名	タカシマ シロウ 高島 二郎	生 年 月 日	性別	保育の希望の有無 障害者手帳等の有無
個人番号	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	有・無 有・無

訂正する際、修正テープ等は使用しないでください。

※保育の希望の有無欄につ
種園部)を希望される方は
※「有」の方は以下①～③
「無」の方は以下①、②
1号認定の申請 → 『無』に○
2号認定・3号認定の申請 → 『有』に○
る方は有になり、「幼稚園・認定こども園(幼
す。
要書類を添付してください。

世帯 区分	続柄	フリガナ	生 年 月 日	性別	年 齢	個人番号	備 考
		氏 名				職業・通学(園)先等	
保護者	父	タカシマ タロウ 高島 太郎	昭 平 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 会社員	
	母	タカシマ ハナコ 高島 花子	昭 平 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 パート	
同居して いる保 護者 以外 の世 帯員	兄	タカシマ イチロウ 高島 一郎	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 子育て小学校	
	弟	タカシマ サブロウ 高島 三郎	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 子育てこども園	
	父の父	タカシマ イチノスケ 高島 一之助	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 農業	
	父の母	タカシマ サユリ 高島 さゆり	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 無職・身体障害者手帳1級	

マイナンバーを記載してください。提出の際には、次の2点を確認します。
① 正しいマイナンバーであることの確認
② 手続きを行っている方の本人確認
詳しくはP6を参照してください。

家庭状況 生活保護受給世帯 ひとり親家庭 在宅障がい者のいる世帯 左記以外

②認定(利用)を希望する期間 令和〇〇年〇〇月 1日 から 令和 年 月 日まで 小学校就学前 まで

該当する場合は、障害者手帳の写しを必要書類に添付してください。

③保育の利用を必要とする理由および利用希望時間 (「保育希望の有無」欄で有の方の記入)

父	1. 就業 2. 出産 3. 疾病・障害 4. 介護等 5. 求職活動 6. 就学 7. その他 ()
母	1. 就労 (<input checked="" type="checkbox"/> 家庭外労働 <input type="checkbox"/> 家庭内労働) 2. 出産 3. 疾病・障害 4. 介護等 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. その他 ()

8時30分 ~ 16時30分 (1日 8時間) 標準時間 短時間

上記のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に加入する場合は、保育給付認定申請書(同一世帯を含む)および世帯情報を閲覧すること、その結果に基づき保育施設等に対して提示することに同意します。
また、令和〇〇年度の支給認定証の交付にあたっては申請から30日を経過する通知になることも併せて同意します。

1号認定の申請は記入不要です。

保護者氏名 高島 太郎

記入例（2号認定・3号認定 申請者）

申請にかかる小学校就学前子ども氏名
高島 二郎

保育の利用を必要とする理由書

保育を必要とする事由が『就労の家庭内労働』または『介護』の場合、添付書類の他にも書類の提出が必要です。

2名以上の児童の利用申込を行う場合は、連名で記入をしてください。

保育の利用を必要とする事由および具体的内容		父親がいない 理由(死亡・離婚・その他〔 〕)	母親がいない 理由(死亡・離婚・その他〔 〕)	添付書類
就 労	就労形態	家庭外労働 1 常勤 2 非常勤 (パート・臨時) 3 その他 ()	1 常勤 2 非常勤 (パート・臨時) 3 その他 ()	事業従事の証明書等
		家庭内労働 1 自営業 2 農業 3 内職 中心者 協力者	1 自営業 2 農業 3 内職 中心者 協力者	
	勤務先名称	〇〇株式会社	〇〇保育園	
	勤務地	高島市マキノ町〇〇番地	高島市今津町〇〇番地	
	通勤時間(通勤方法)	1 時間 00 分 (電車)	時間 20 分 (自家用車)	
	就労日数	週 5 日 / (1か月平均 21 日)	週 3 日 / (1か月平均 12 日)	
	育児休業等取得	() 休業 年 月 日 ~ 年 月 日	(育児) 休業 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
就 労 以 外 の 場 合	② 出 産	入院 通院 その他〔 〕 病名〔 〇〇病 〕 治療見込期間: 令和〇〇年〇〇月頃まで	入院 通院 その他〔 〕 病名〔 〕 治療見込期間:	母子手帳の写し
	③ 疾 病	入院 通院 その他〔 〕 病名〔 〇〇病 〕 治療見込期間: 令和〇〇年〇〇月頃まで	入院 通院 その他〔 〕 病名〔 〕 治療見込期間:	診断書または各種認定書・手帳の写し
	④ 介護・看護	病院介護・看護 自宅介護・看護 患者名: 続柄: 病名: 常時付添: 有・無	病院介護・看護 自宅介護 看護 患者名: 〇〇 続柄: 〇〇 病名: 〇〇 常時付添: 有・無	診断書または介護保険被保険者証の写し等被介護者の状況等
	⑤ 災害復旧	災害の状況:	災害の状況:	罹災証明書等
	⑥ 求職活動	就職予定日:	就職予定日: 令和〇〇年〇〇月	ハローワークカードまたはハローワーク受付票等
	⑦ 就 学	学校名〔 〇〇専門学校 〕	学校名〔 〕	在学証明書等
	⑧ その他	祖父母の状況(同居・別居や年齢等)も必ず記載をしてください。		

☆祖父母の状況(年齢は令和5年4月1日現在で状況欄は該当する番号に〇)

祖父母の状況	父 方	状況		添付書類が必要な場合は、おって連絡します。
		同居・別居	就業・健康	
母 方	父 方	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 ⇒住所を記入してください 〔住所: 〕 1 就労 (□外勤 □自営 <input checked="" type="checkbox"/> 農業・内職) 2 病気・障がい(病名:) 3 介護(続柄: 年齢:) 4 育児(続柄: 年齢:) 5 無職 6 死去	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 ⇒住所を記入してください 〔住所: 〕 1 就労 (□外勤 □自営 □農業・内職) 2 病気・障がい(病名: 両下肢不自由) 3 介護(続柄: 年齢:) 4 育児(続柄: 年齢:) 5 無職 6 死去	
	母 方	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 ⇒住所を記入してください 〔住所: 高島市勝野〇〇番地 〕 1 就労 (□外勤 <input checked="" type="checkbox"/> 自営 □農業・内職) 2 病気・障がい(病名:) 3 介護(続柄: 年齢:) 4 育児(続柄: 年齢:) 5 無職 6 死去	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 ⇒住所を記入してください 〔住所: 高島市今津町今津〇〇番地 〕 1 就労 (□外勤 □自営 □農業・内職) 2 病気・障がい(病名:) 3 介護(続柄: 年齢:) 4 育児(続柄: 年齢:) 5 無職 6 死去	

注) 事由については①～⑧に該当する項目に記入し各添付書類を添えて提出してください。添付できない事情のある場合は、申立書を提出してください。

就労証明書

高島市長 宛

西暦 2023 年 9 月 30 日

この書類は、
保護者の就労先の事業所に記載をしてもらってください。

保護者自身での記載・作成はしないでください。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

※記入漏れや不明な点等がある場合は、高島市から担当者に問い合わせる場合があります。

〇〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇
滋賀県高島市新旭町〇〇番地
〇〇〇〇 — 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇
〇〇 〇〇
〇〇〇〇 — 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇

問われる場合があります。

業 電気・ガス・熱供給・水道業
 保険業 不動産業・物品賃貸業
 生活関連サービス業・娯楽業 医療・福祉

教育・学習支援業 複合サービス事業 公務 その他 ()

2 フリガナ *カシマ タロウ*
本人氏名 高島 太郎 生年月日 1995 年 1 月 1 日

3 雇用(予定)期間等 無期 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2023 年 4 月 1 日 ~ 2024 年 3 月 31 日

4 本人就労先事業所 名称 〇〇〇〇株式会社 住所 滋賀県高島市新旭町〇〇番地

雇用期間が有期の場合、書類下部の『追加的記載項目欄』に更新が可能であるか記載してください。不可の場合も記載してください。

5 雇用の形態 正社員 パート・アルバイト 派遣社員 契約社員 会計年度任用職員 非常勤・臨時職員 役員
 自営業主 自営業専従者 家族従業者 内職 業務委託 その他 ()

6 就労時間 (固定就労の場合) 月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 記載不要 分)
一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日
平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 記載不要 分)
土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)

就労時間 (変則就労の場合) 合計時間 月間 週間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 記載不要 分)
就労日数 月間 週間 20 日
主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 記載不要 分)

7 就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む
年月 2023 年 6 月 年月 2023 年 7 月 年月 2023 年 8 月
20 日/月 160 時間/月 20 日/月 160 時間/月 20 日/月 160 時間/月

8 産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む 取得予定 取得中
期間 2023 年 10 月 1 日 ~ 2023 年 12 月 31 日

9 育児休業の取得 ※取得予定を含む 取得予定 取得中 取得済み
期間 2024 年 1 月 1 日 ~ 2024 年 11 月 1 日

育児休業取得(予定)の場合、書類下部の『追加的記載項目欄』に、入園の内定があれば育児休業を短縮して、入園月内に復帰することに同意できるか否かを記載してください。できない場合も記載してください。

また、入園が保留になった場合、育児休業が延長可能であるか否かを記載してください。可能であれば延長可能な時期を記載してください。

10 産休・育休以外の休業の取得 取得予定 取得中 取得済み 理由 介護休業 病休
期間 年 月 日 ~ 年 月 日

11 復職(予定)年月日 復職予定 復職済み 2024 年 11 月 2 日

12 育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む 取得予定 取得中 期間 2024 年 11 月 2 日 ~ 2025 年 11 月 1 日
主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 15 時 0 分 (うち休憩時間 記載不要 分)

13 保育士等としての勤務実態の有無 有 有(予定) 無

育児のための短時間勤務制度を利用(予定)する場合、書類下部の『追加的記載項目欄』に、制度利用中の月間の就労日数を記載して下さい。就労日数に変更がない場合も記載をしてください。

14 備考欄

追加的記載項目欄

上記3の雇用(予定)期間が有期の場合、更新が可能であるか。

不可・ 可

上記9の育児休業を取得(予定)している場合、期間終了前であっても、入園の内定があれば育児休業を

不可・ 可 ⇒ 可の場合、短縮可能時期を記載してください。[2024 年 4 月

上記9の育児休業を取得(予定)しており入所が保留となった場合、育児休業の延長が可能であるか。

不可・ 可 ⇒ 可の場合、延長可能時期を記載してください。[2025 年 11 月

上記12の育児による短時間勤務制度を利用する場合、一月当たりの就労予定日数と変則就労の場合、

月間 20 日 / 月間 120 時間 0 分

事業所の皆様へ
お忙しいところ申し訳ございませんが、証明書の記載をお願いします。不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。また、高島市のホームページにてExcel版をダウンロードいただくことも可能です。

就労に関する誓約書 (保育士・介護職員)

高島市長 宛

私は、高島市の保育所等の利用調整にあたり、保育士※1または介護職員※2として勤務することを条件に優先的に取り扱われることを希望するため、本誓約書を提出します。

令和〇年〇月〇日

保護者住所 高島市新旭町北畑 565 番地

保護者署名 高島 太郎

児童氏名	児童生年月日
高島 二郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日
高島 三郎	令和〇年〇〇月〇〇日
	年 月 日

以下の内容に誓約・同意します。

1. 保育所等利用開始から1年以上、下記就労（予定）先・就労開始日のとおり就労すること。
2. 就労（予定）先を退職（内定取消を含む）した場合は、1か月以内に保育所等（県内）・介護施設（市内）で就労すること。
3. 上記事項を満たさない場合は、退園または入所取消となっても異議申し立てません。

就労（予定）先

施設・事業所名	〇〇〇〇保育園
---------	---------

就労開始日

令和〇年〇〇月〇〇日から就労開始（予定）

【注意事項】

- ※1 県内の保育所等で就労している、または就労する予定の保育士である。
- ※2 市内の介護施設サービス事業所等で就労している正規職員に限る。
- ・就労証明書を併せてご提出ください。（記載内容に虚偽があった場合は、保育所等の利用を取消することがあります。）
- ・就労状況が変更となることがやむを得ない事情による場合には、個別の状況により判断します。

申 立 書

就学前子ども氏名

高島 二郎

<p>理 由 (いずれかに○)</p>	<p>④ 介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動 ⑦ 就学 ⑧ その他 ()</p>
<p>内 容</p>	<p>教育・保育給付認定を申請するにあたり、現在求職活動中または求職活動予定のため事業従事の証明書を提出できません。つきましては、保育所等の利用開始月から3か月以内に就労し、就労証明書を認定変更の期限内に提出いたします。</p> <p>なお、保育所等の利用開始月から3か月以内に就労できなかった場合や、他の保育を必要とする事由にも該当しない場合には、その月の末日に保育所等の施設を退所して教育・保育給付認定を取り下げます。</p> <p>また、教育・保育給付認定を取り消されても異議を申し立てません。</p>
<p>高島市長</p> <p>教育・保育給付認定を受けるにあたり上記のとおり申し立てます。</p>	<p style="text-align: right;">令和〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">申立者氏名 高島 花子</p>

月間スケジュール表

○ 月

記入日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請にかかる小学校就学前子ども氏名（2人以上は連名）	高島 二郎		
保護者氏名	高島 花子	子どもとの続柄	父・母・その他（ ）
保育を必要とする事由	就労（ 自営中心者 ） ・ 介護 ・ 看護 ・ その他（ ）		

日付(曜日)	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	6日(土)	7日(日)
開始時間	8:30	10:00	:	:	7:30	7:30	9:00
終了時間	15:30	16:00	:	:	18:00	9:30 10:30	12:00 14:00
場 所	子育てビル	自宅			高島村	高島村 高島市	自宅 高島市
内 容	打ち合わせ	経理事務	休み	休み	現場監督	現場監督 調査・報告書作成	報告書作成 現場作業
日付(曜日)	8日()	9日()	10日()	11日()	12日()	13日()	14日()
開始時間	:	:	:	:	:	:	:
終了時間	:	:	:	:	:	:	:
場 所							
内 容							
日付(曜日)	29日()	30日()	31日()	備考			
開始時間	:	:	:				
終了時間	:	:	:				
場 所							
内 容							

【記入上の注意点】

- 1：記載事項に整合性がない場合や、虚偽がある場合、保育を必要とする事由に該当しないと認められる場合は希望する認定が受けられません。
- 2：保護者の就労状況等を確認するための重要な資料となりますので、1か月の状況を詳細に記入してください。（裏面もご記入ください。）
- 3：移動時間は就労等の時間に含みません。また、就労等の場所も記入してください。
- 4：月によって就労等のパターンが異なる場合は、3か月分程度作成してください。（1か月分につき、1枚作成してください。）

【記入上の注意点】

- 1：記載事項に整合性がない場合や、虚偽がある場合、保育を必要とする事由に該当しないと認められる場合は希望する認定が受けられない場合があります。
- 2：保護者の就労状況等を確認するための重要な資料となりますので、1か月の状況を詳細に記入してください。（裏面もご記入ください。）
- 3：移動時間は就労等の時間に含みません。また、就労等の場所も記入してください。
- 4：月によって就労等のパターンが異なる場合は、3か月分程度作成してください。（1か月分につき、1枚作成してください。）

(裏面)

月間スケジュール表 ○ 月

時 日	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1		保育園送迎 自宅→保育園(自動車)	保育園送迎 自宅→保育園(自動車)	打ち合わせ @子育てセンター	打ち合わせ @子育てセンター		昼休憩	昼休憩	打ち合わせ @子育てセンター	打ち合わせ @子育てセンター	保育園送迎 自宅→保育園(自動車)	保育園送迎 自宅→保育園(自動車)				
2		保育園送迎 自宅→保育園(自動車)	保育園送迎 自宅→保育園(自動車)	経理事務 @自宅	経理事務 @自宅		昼休憩	昼休憩	経理事務 @自宅	経理事務 @自宅	保育園送迎 自宅→保育園(自動車)	保育園送迎 自宅→保育園(自動車)				
3							終日休み	終日休み								
4							終日休み	終日休み								
5			現場監督 @高島村	現場監督 @高島村	現場監督 @高島村	現場監督 @高島村	現場監督 @高島村	昼休憩	昼休憩	現場監督 @高島村	現場監督 @高島村	現場監督 @高島村	現場監督 @高島村			
6		現場監督 @高島村	現場監督 @高島村	現場監督 @高島村	調査・報告書作成 @自宅	調査・報告書作成 @自宅	調査・報告書作成 @自宅	調査・報告書作成 @自宅	調査・報告書作成 @自宅	調査・報告書作成 @自宅						
7		保育園送迎 自宅→保育園(自動車)	保育園送迎 自宅→保育園(自動車)	打ち合わせ @自宅	打ち合わせ @自宅			昼休憩	昼休憩	現場作業 @高島市	現場作業 @高島市	現場作業 @高島市	現場作業 @高島市			
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																

【記入上の注意点】

- 1 : 記載事項に整合性がない場合や、虚偽がある場合、保育を必要とする事由に該当しないと認められる場合は希望する認定が受けられません。
- 2 : 保護者の就労状況等を確認するための重要な資料となりますので、1か月の状況を詳細に記入してください。
- 3 : 移動時間は就労等の時間に含みません。また、就労等の場所も記入してください。
- 4 : 月によって就労等のパターンが異なる場合は、3か月分程度作成してください。(1か月分につき、1枚作成してください。)

特定教育施設・保育施設等 利用申込書
(入園申込書)

《RO》

令和〇〇年〇〇月〇〇日

高島市(福祉事務所)長 様
施設管理者 様

保護者	氏名	(フリガナ) タカシマ タロウ 高島 太郎	連絡先	自宅 25-8136 父携帯 090-0000-0000 母携帯 080-0000-0000	受付年月日		
	住所	〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地					
申込児童	氏名	(フリガナ) タカシマ シロウ 高島 二郎	性別	男・女	生年月日	令和〇年4月1日現在年齢	*認定証番号
利用希望施設	第1希望	子育てこども園 <input checked="" type="checkbox"/> 認定こども園(口幼稚園 口保育園) <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 幼稚園			*事業所番号		
	【この園を希望する理由】		目標や特色に共感し、自宅から近いため				
	第2希望	支援こども園 <input checked="" type="checkbox"/> 認定こども園(口幼稚園 <input checked="" type="checkbox"/> 保育園) <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 幼稚園			*事業所番号		
【この園を希望する理由】		園の雰囲気良く、2番目に自宅から近いため					
第3希望	未来保育園 <input type="checkbox"/> 認定こども園(口幼稚園 口保育園) <input checked="" type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 幼稚園			*事業所番号			
【この園を希望する理由】		勤務地に近く、送迎がしやすいため					
利用希望期間	令和〇〇年〇〇月 1日 から 令和 年 月 日 まで <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前 まで						
世帯構成区分	続柄	フリガナ 氏名	生年月日	性別	年齢	職業・通学(園)先等	備考
保護者	父	タカシマ タロウ 高島 太郎	昭・平 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	会社員	
	母	タカシマ ハナコ 高島 花子	昭・平 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	パート	
同居している保護者以外の世帯員	兄	タカシマ イチロウ 高島 一郎	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	子育て小学校	
	弟	タカシマ サブロウ 高島 三郎	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	子育てこども園	
	父の父	タカシマ イチノスケ 高島 一之助	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	農業	
	父の母	タカシマ サユリ 高島 さゆり	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女	〇〇	無職	
			大・昭・平・令 年 月 日	男・女			
		大・昭・平・令 年 月 日	男・女				

上記のとおり施設利用を申し込みます。

保護者氏名 高島 太郎

児 童 の 健 康 状 況 調 査 票

○ご記入いただいた内容については、利用する施設ならびに市が関係機関において、施設における教育または保育に関する目的以外には使用しません。

児童の氏名：**高島 二郎**

【児童の生年月日】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

定期的な治療・通院について	<input checked="" type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり⇒	傷病名	
		通院状況	□年 □月 □週に（ ）回程度
	日中に必要な薬がありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合 ⇒（薬名： ）（いつ必要か： ）		
	日常的に必要な医療的ケアはありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合 ⇒（酸素吸入・たん吸引・経管栄養・導尿・インスリン注射・その他（ ）） その他、健康上の配慮が必要な場合は具体的に記入してください。 特になし		
アレルギーについて	<input checked="" type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合 ⇒ <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（ ） 除去 <input type="checkbox"/> 不要・ <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> その他のアレルギー（ ） アナフィラキシーショック <input type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり エピペンの所持 <input type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり ※アレルギーによる食事制限が必要な場合、入園決定後、医師の診断書（生活管理指導表等）が必要です。		
乳幼児健診	4か月児健診	<input type="checkbox"/> 未受診 <input checked="" type="checkbox"/> 受診済⇒	健診等でお子様の発達について特に指導を受けたことがありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり（「あり」の場合、その内容を具体的に記入してください）
	10か月児健診	<input type="checkbox"/> 未受診 <input checked="" type="checkbox"/> 受診済⇒	
	1歳8か月児健診	<input checked="" type="checkbox"/> 未受診 <input type="checkbox"/> 受診済⇒	
	2歳6か月児健診	<input checked="" type="checkbox"/> 未受診 <input type="checkbox"/> 受診済⇒	
	3歳6か月児健診	<input checked="" type="checkbox"/> 未受診 <input type="checkbox"/> 受診済⇒	
身体障害者手帳	<input checked="" type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり⇒（障害名： ） 等級：（ ）		
療育手帳	<input checked="" type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり⇒（障害名： ） 等級：（ ）		
その他	施設利用にあたり配慮すべきことがありましたら記入してください。 特になし		

私の子どもの健康状態等について、市が子どもの施設利用のために関係機関に対し問い合わせ等されること、併せて必要な情報を施設管理者が把握することに同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

保護者氏名 **高島 太郎**

様式第14号 (第12条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定変更申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

高島市長

(フリガナ) 保護者氏名	タカシマ タロウ 高島 太郎	達	自宅	25-8136	支給認定証番号
保護者住所	〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地			<input checked="" type="checkbox"/> 高島市内 <input type="checkbox"/> 高島市外	
申請にかかる 小学校就学前 子ども氏名	タカシマ シロウ 高島 二郎	生年月日	性別	保育の希望の有無	障害者手帳等の有無
個人番号	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	平 〇 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女 〇	有・無 有	有・無 有

訂正する際、修正テープ等は使用しないでください。

※保育の希望の有無欄に「有」を希望される方は無に、「無」を希望される方は有に、「幼稚園・認定こども園（幼稚園）」を希望される方は以下①～③の欄に「有」を記入してください。必要書類を添付してください。

1号認定の申請 → 『無』に○
2号認定・3号認定の申請 → 『有』に○

世帯区分	続柄	フリガナ		生年月日	性別	年齢	個人番号		備考
		氏名	職業・通学(園)先等						
保護者	父	タカシマ タロウ	高島 太郎	昭・平 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女 〇	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	社員	
	母	タカシマ ハナコ	高島 花子	昭・平 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女 〇	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	パート	
同居している 保護者以外の 世帯員	兄	タカシマ イチロウ	高島 一郎	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女 〇	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	子育て小学校	
	弟	タカシマ サブロウ	高島 三郎	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女 〇	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	子育てこども園	
	父の父	タカシマ イチノスケ	高島 一之助	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女 〇	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	農業	
	父の母	タカシマ サユリ	高島 さゆり	大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	男・女 〇	〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	無職・身体障害者手帳1級	
家庭状況	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅障がい者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 左記以外								
②認定(利用) の変更を希望する 期間	令和〇〇年〇〇月 1日 から <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前 まで								

教育・保育給付認定変更申請書にはマイナンバーを記載してください。
提出の際には、①正しいマイナンバーであることの確認
②手続きを行っている方の本人確認を行います。

③保育の必要性 が変更となる理 由および変更後 の利用希望時間 (「保育希望の有 無」欄で有の方 のみ記入)	父	1 就労 (<input checked="" type="checkbox"/> 家庭外労働 <input type="checkbox"/> 家庭内労働) 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学	2. 出産 3. 疾病・障害 4. 介護等 8. その他 ()
	母	1 就労 (<input checked="" type="checkbox"/> 家庭外労働 <input type="checkbox"/> 家庭内労働) 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学	2. 出産 3. 疾病・障害 4. 介護等 8. その他 ()
希望時間		8時30分 ~ 16時30分 (1日 8時間)	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間

上記のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等
その際、市が施設型給付費・地域型保育給付費等
おおよび世帯情報を閲覧すること、その情報に
して提示することに同意します。
また、変更後の支給認定証の交付にあたっては、
同一世帯を含む同一施設等に対
して提示することに同意します。

子育て支援課への提出期限は毎月10日です。
10日までに受付を行った場合に限り、翌月
1日から支給認定の内容変更を行います。

1号認定の申請は記入不要です。

保護者氏名 高島 太郎

様式第6号

特定教育施設・保育施設等 退園届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

高島市福祉事務所長

保護者 住所 高島市新旭町北畑565番地
氏名 高島 太郎

下記のとおり、児童を退園させたいので届け出ます。

入園児童 の氏名	高島 二郎
生年月日	令和〇年〇月〇〇日生
利用施設 の名称	子育てこども園
退園年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
退園理由	△△市へ引越しをするため

高島市内 保育所等サービス一覧表(内容については、各園に直接お問い合わせください。)

区分	地域	M a p	施設名	利用定員 (令和4年4月1日現在)			受入年齢 (2・3号認定)	1号認定(教育標準時間認定)				2・3号認定(保育認定)				障がい児 保育	通園バス	一時預かり (一般型)	
				1号	2号	3号		平日	土曜	開所時間		平日	土曜	開所時間					延長保育
										朝	昼			夏	季				
幼稚園	今津	私立③	学校法人恵の園 今津幼稚園	15		15	8:30~14:30	-	-	○	未定								
小規模 事業所	今津	公立③	高島市立今津東保育園			19							7:30~19:00		7:30~19:00	○		○	
	安曇川	公立⑤	高島市立古賀保育園			19								7:30~19:00		7:30~19:00	○		○
家庭 事業所	今津	私立④	はこぶね保育園ひかりの 家庭的保育園Peek-a-boo			5													(注1) ○
認定こども園	マキノ	公立①	高島市立マキノ東こども園	12	32	16	60	8:00~16:30	-	-	○	○	7:30~19:00		7:30~19:00	○		○	○
	今津	公立②	高島市立マキノ西こども園	18	57	15	90	8:00~16:30	-	-	○	○	7:30~19:00		7:30~19:00	○		○	○
	朽木	私立①	社会福祉法人 近江愛隣会 愛隣こども園	15	65	35	115	7:30~19:00	-	○	○	○	7:30~19:00		7:30~18:30	○		○	○
私立②	社会福祉法人のぞみ会 なないろこども園	25	90	40	155	7:30~19:00	-	○	○	○	7:30~19:00		7:30~18:30	○		○	○		
公立④	高島市立朽木こども園	13	27	10	50	8:00~16:30	-	-	○	○	7:30~19:00		7:30~19:00	○		○	○		

(注1)利用定員に空きがある場合のみ実施します。(余裕活用型一時預かり事業)

※私立④家庭的保育園Peek-a-boo、⑤はこぶね保育園ひかりのは、短時間のみ(保育の必要量)ですのでご注意ください。

区分	地域	M a p	施設名	利用定員 (令和4年4月1日現在)			受入年齢 (2・3号認定)	1号認定(教育標準時間認定)				2・3号認定(保育認定)				障がい児 保育	通園バス	一時預かり (一般型)		
				1号	2号	3号		開所時間		一時預かり (幼稚園型)	開所時間		延長保育							
								平日	土曜		朝	昼		夏季	平日				土曜	
認定こども園	安曇川	私立⑥	社会福祉法人はこぶね会 安曇川はこぶね保育園	15	90	50	155	合計	7:30~19:00	—	○	○	○	○	○	○	○	○		
				35	59	26	120	合計	8:30~17:30	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				35	40	20	95	合計	8:00~17:30	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				15	50	30	95	合計	7:30~19:00	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高島	公立⑥	高島市立高島こども園	高島市立高島こども園	15	40	15	70	合計	8:00~16:30	—	○	○	○	○	○	○	○	○		
				50	100	45	195	合計	8:00~16:30	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新旭	公立⑧	高島市立静里なのはな園	高島市立静里なのはな園	40	85	45	170	合計	8:00~16:30	—	○	○	○	○	○	○	○	○		
				50	100	45	195	合計	8:00~16:30	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※通園バスの運行は、一部対象にならない地域がありますので、詳細については各園に直接お問い合わせください。

※令和6年度から古賀保育園が小規模保育事業所(0~2歳児対象)として保育を行う予定です。

※古賀保育園と今津東保育園は、令和7年度末に閉園予定です。

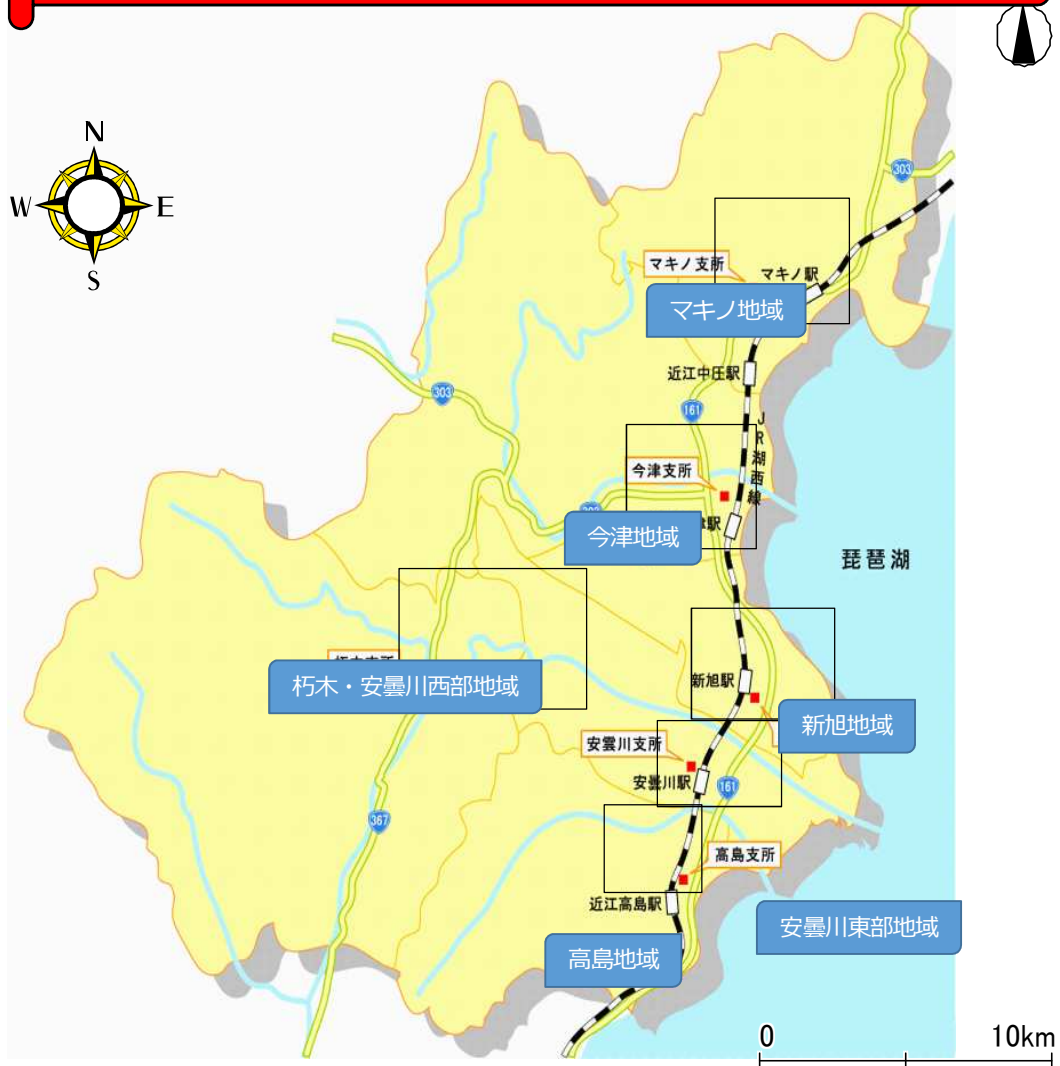
※マキノ東こども園は令和9年度よりマキノ西こども園と統合予定です。

※公立園の土曜保育は共同保育を行っています。

○マキノ東こども園・マキノ西こども園・今津東保育園の児童……マキノ西こども園で実施 ○朽木こども園の児童……朽木こども園で実施

○高島こども園・静里なのはな園の児童……静里なのはな園で実施 ○古賀保育園・大師山さくら園の児童……大師山さくら園で実施

高島市内 認定こども園等位置図



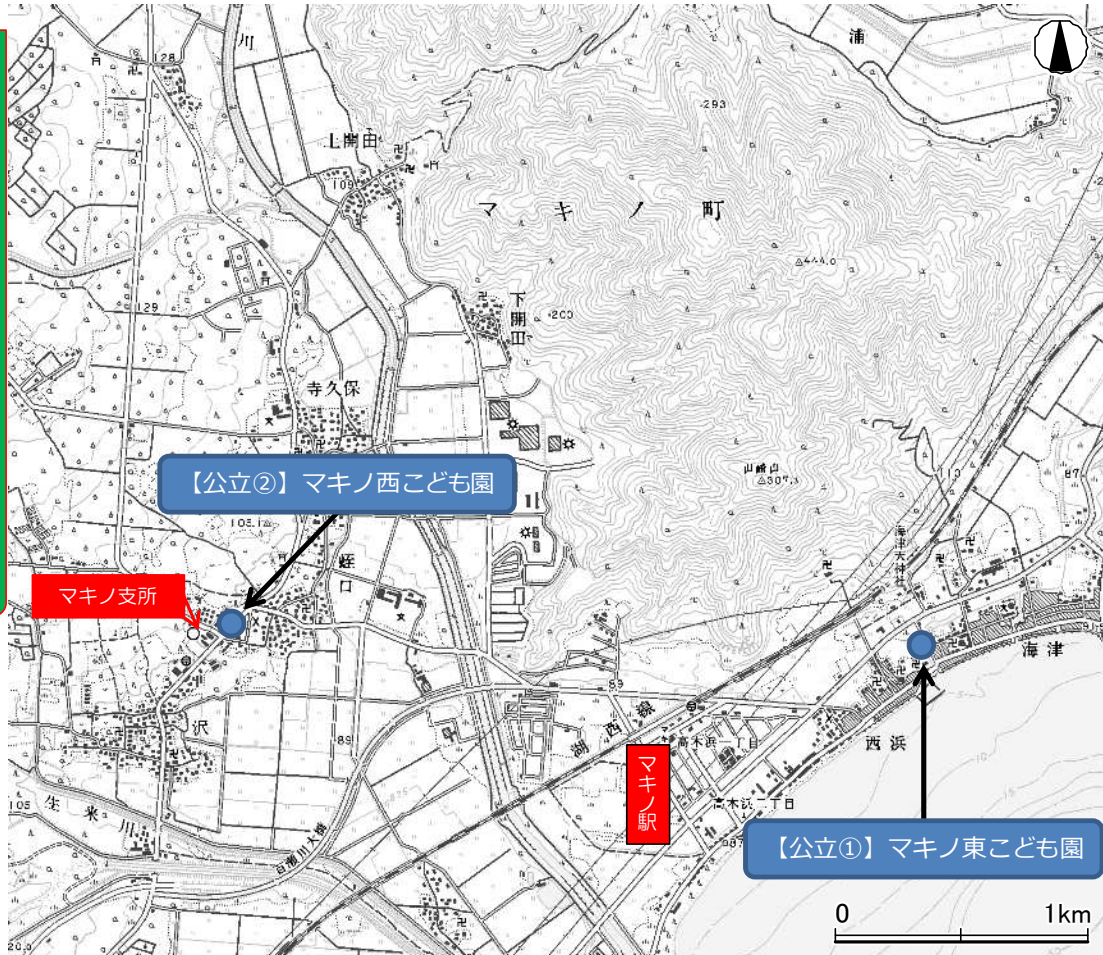
私立園

今津地域	①愛隣こども園（幼保連携型認定こども園）
	②なないろこども園（幼保連携型認定こども園）
	③今津幼稚園（幼稚園）
	④家庭的保育園 Peek-a-boo（家庭的保育事業所）
安曇川東部地域	⑤はこぶね保育園ひかりの（小規模保育事業所）
	⑥安曇川はこぶね保育園（幼保連携型認定こども園）
	⑦中央ユニバーサルこども園（幼保連携型認定こども園）
	⑧藤波こども園（幼保連携型認定こども園）
高島地域	⑨しろふじ保育園（幼保連携型認定こども園）

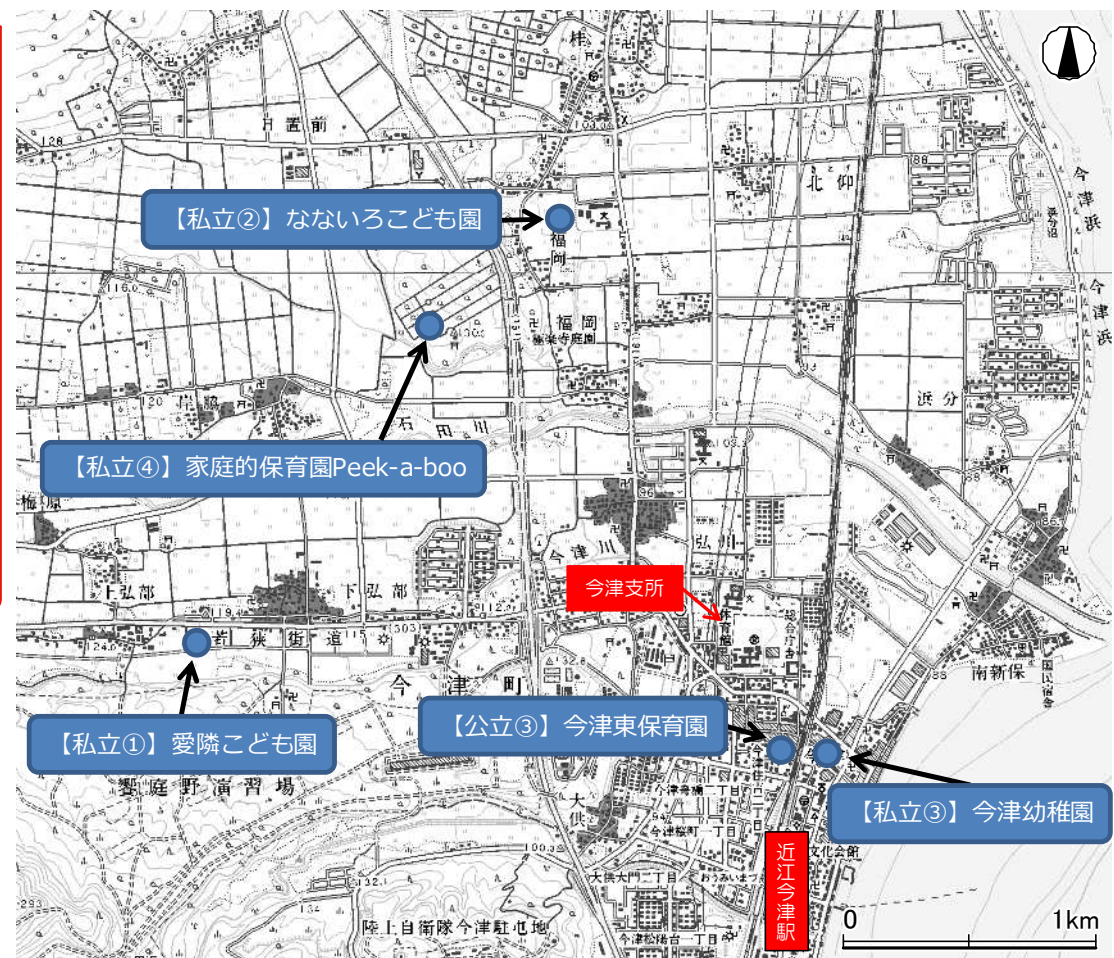
公立園

マキノ地域	①マキノ東こども園（保育所型認定こども園）
	②マキノ西こども園（保育所型認定こども園）
今津地域	③今津東保育園（小規模保育事業所）
朽木地域 安曇川西部地域	④朽木こども園（保育所型認定こども園）
	⑤古賀保育園（小規模保育事業所）
高島地域	⑥高島こども園（保育所型認定こども園）
新旭地域	⑦大師山さくら園（保育所型認定こども園）
	⑧静里なのはな園（保育所型認定こども園）

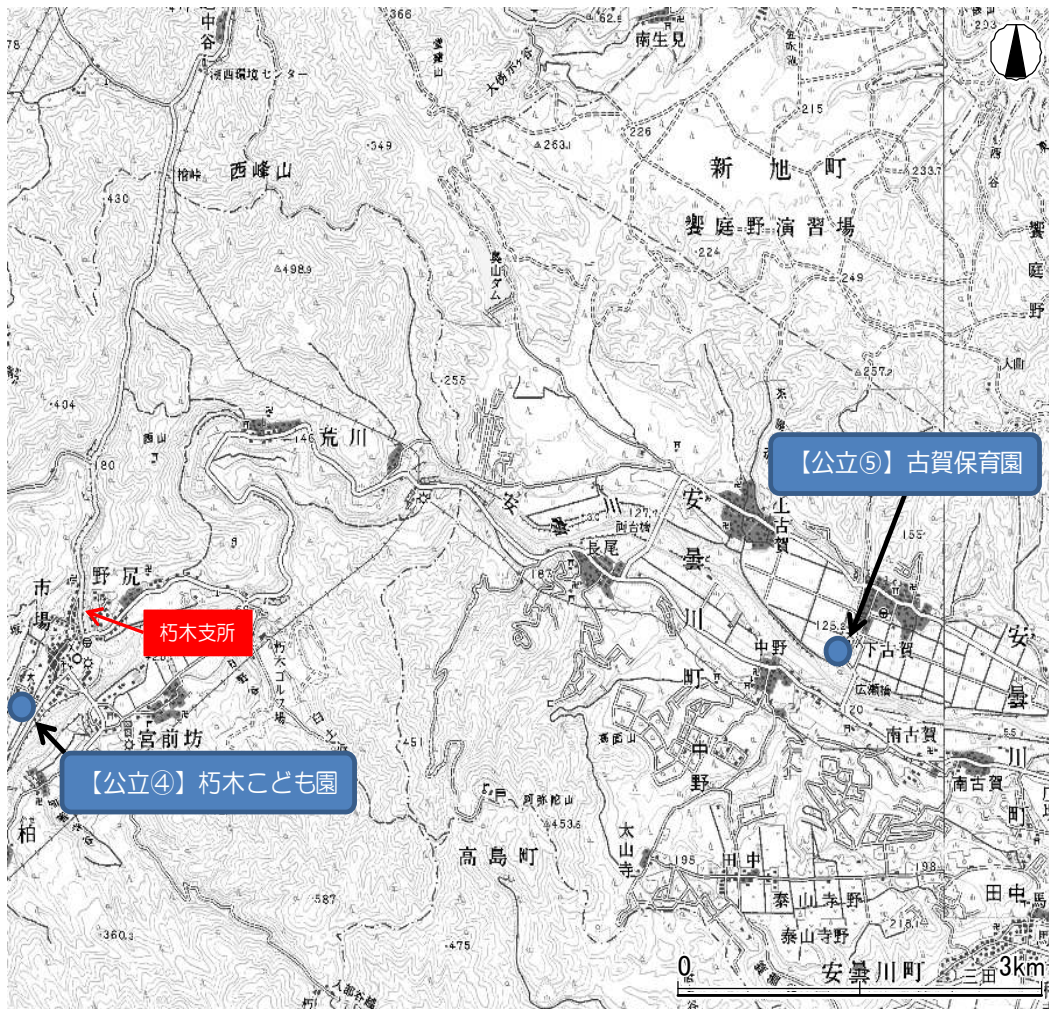
マキノ地域 拡大図



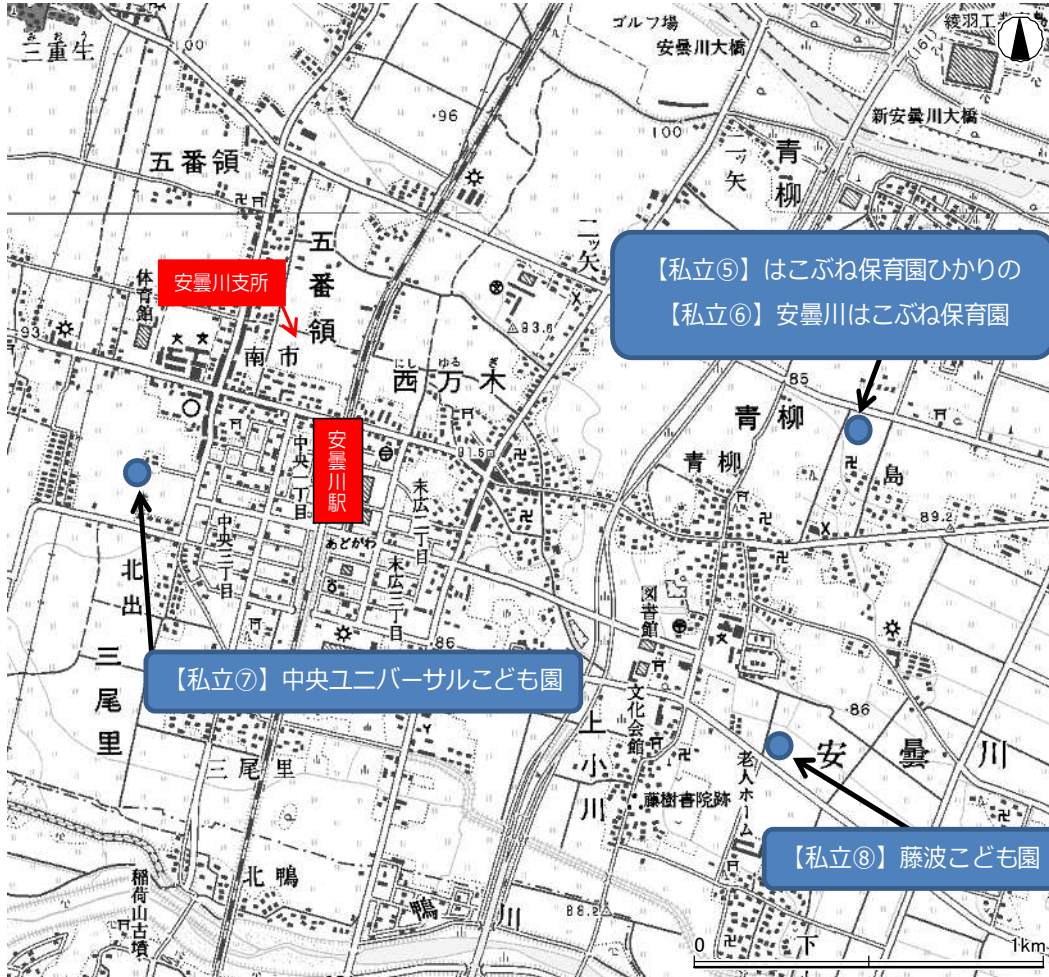
今津地域 拡大図



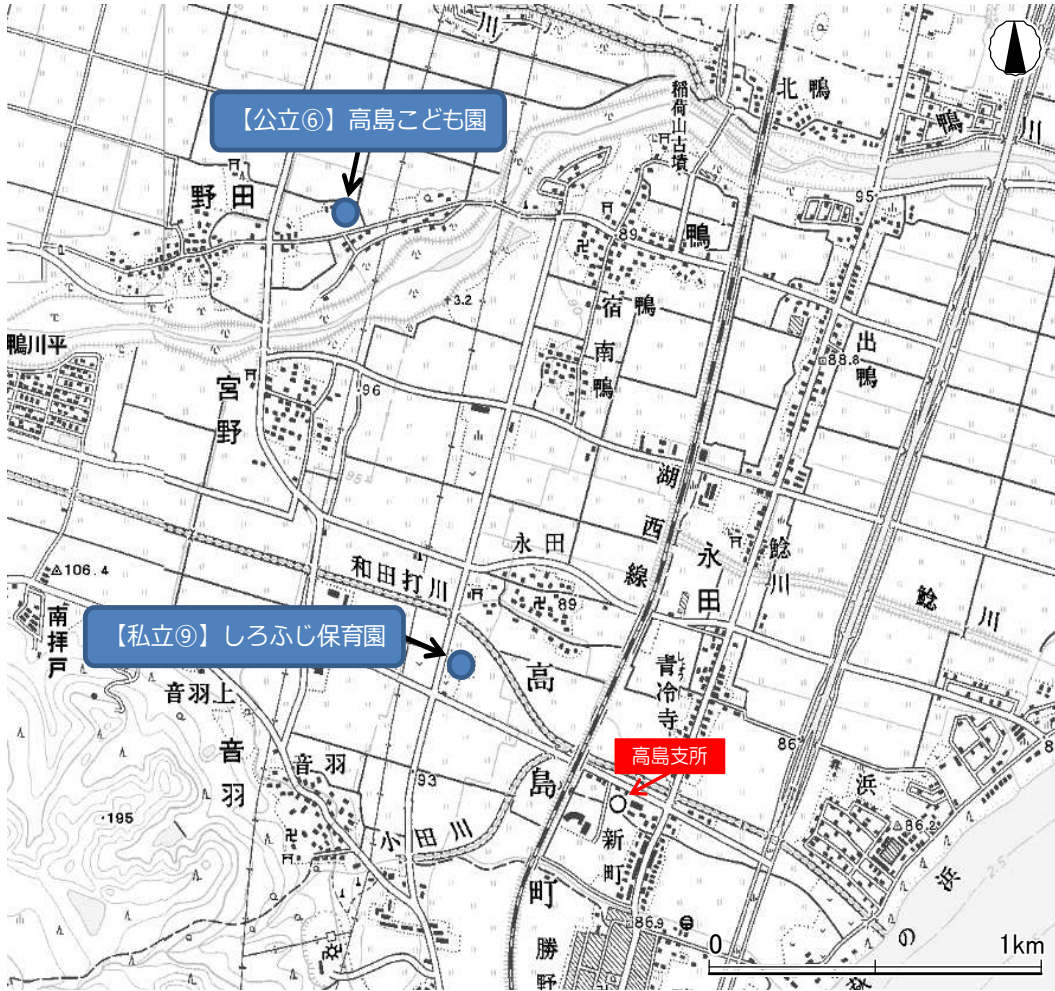
朽木・安曇川西部地域 拡大図



安曇川東部地域 拡大図



高島地域 拡大図



新旭地域 拡大図



あいりん えん
【私立①】 愛隣こども園
(幼保連携型認定こども園)



設置主体：社会福祉法人近江愛隣会
所在地：〒520-1613
高島市今津町上弘部1231番地1
電話番号：0740-22-2339
F A X：0740-22-1771
ホームページ：https://airin-kodomoen.com/

【園の概要】

本園は、昭和26年に日本基督教団今津教会と地元の有志により地域の保育園として開園しました。平成23年には現在の場所に新築移転し、のびのびと走り回れる園庭や山から流れる水を取り込んだビオトープ、自園の田んぼや畑での栽培活動など、自然に恵まれた広い敷地を保育の内容に活かしています。平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可を受け、保育と教育を一体化した施設となりました。様々な遊びを通して子どもたちが学べる環境を作り、心と体の育ちを大切にしたい保育を心がけています。子育て支援室「あいあいひろば」を併設し、未就園児と保護者への支援を行っています。

保育・教育
目標

基本理念： 愛する心を育もう ～人を愛することのできる人になる～

- ①丈夫な子ども
- ②神の恵みを知り感謝できる子ども
- ③明るく思いやりのある子ども
- ④自分のことは自分でできる子ども
- ⑤創りだす子ども
- ⑥友だちと仲良くあそぶ子どもを育む

保育・教育
の特色

- ・キリストの「愛の精神」を基とした、感謝の心、愛の心を育てる保育・教育
- ・園周辺の四季の彩りや、ビオトープでの生き物観察など自然を取り入れた保育・教育
- ・人とのふれあいを大切にしたい異年齢児保育、福祉施設や地域との交流、世代間交流
- ・音楽リズムを取り入れた保育・教育
- ・運動遊びやリトミック、また運動遊具やプール等を使っての体づくり
- ・園の田んぼ等での栽培活動や調理体験を通して生きる力を育む取り組み（食育活動）
- ・給食は、ビタミン、ミネラルの摂取を意識したバランスのとれた献立作りや、添加物が入っていない食材の使用等、子ども達の健やかな成長のための取組を実践



主な行事

- 【春】入園式、田植え（年長）、花の日
- 【夏】七夕、プール遊び、夏のお楽しみ会（年長）、夏まつり
- 【秋】運動会、芋ほり、稲刈り（年長）、収穫感謝祭
- 【冬】もちつき、クリスマス会、ごっこ遊び、豆まき、ひな祭り会、お別れ遠足、お別れ会、卒園式
- 《年間》誕生会、避難訓練、身体計測、移動図書館、英語であそぼう、運動あそび（リ・へ、FLAT 等）、キッズテニス、はなまるじかん（年長書写指導）、保育参観、親子遠足、B&G温水プールなど

園指定の購入物

1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
・カラー帽子（ネックガード付） 952円	・カラー帽子（ネックガード付） 952円
・園児バッグ（入園のお祝いとして園から贈呈）	・園児バッグ（入園のお祝いとして園から贈呈）
・スモック 1,600円	・おたよりケース 250円
・体操服（上・下） 4,600円	
・クレパス 576円	
・はさみ 392円	
・色鉛筆（4歳） 796円	
・マジック（5歳） 539円	
・道具箱 600円	
・おたよりケース 250円	

オープンこども園（園の見学会・説明会）

9月13日（水）10：00～

※詳細は園のホームページでお知らせします。
※上記以外でも見学会は随時受け付けておりますので気軽にご連絡ください。

※各自の備え物

- ・【全園児】通園用かばん（リュックサック、0歳児はトートバッグ可）
 - ・園庭用の靴 ・お昼寝布団 ・コップ、歯ブラシ（入れる袋） ・着替え（入れる袋）
 - ・箸、箸箱 ・手拭タオル ・水筒 ・ティッシュ1箱 ・台拭き など
 - ・【0～2歳児】 ・おしぼり ・食事用エプロン ・お尻拭き ・お尻敷き用タオル など
- ◎各年齢の生活や活動内容により持ち物は違います。

主そ
の
経
他
費
の

	1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 200円	年額 200円
・保護者会費（2人目以降半額）	年額 4,000円	年額 4,000円
・絵本代（2歳児から）	月額約 400円	月額約 400円

事
業
育
の
内
支
援

手作りおやつ かんたん制作 幼児・離乳食教室 運動あそび ベビーマッサージ
子育て相談 身体計測 誕生会 ホールであそぼう 歯科指導
その他 季節の行事や地域交流行事

保育園入園受付：令和5年10月18日（水）9時～16時 受付場所：高島市役所新館3階 会議室

幼稚園入園受付：令和5年10月10日（火）～11月2日（木）*土日祝は除く 受付場所：愛隣こども園

【私立②】

えん
なないろこども園
(幼保連携型認定こども園)



設置主体：社会福祉法人のぞみ会
所在地：〒520-1652
高島市今津町福岡1926番地
電話番号：0740-22-0314
F A X：0740-22-0319
ホームページ：<http://www.nanairo-k.or.jp>

子どもたちの輝かしい未来の応援団

明るく、楽しく、元気、本気の教育・保育で、この地域を成長、発展させること、
なないろこども園に関わる全ての人を幸せにすることが我々の目標であり、願いです。



定員は幼稚園部25名、保育園部130名 計155名です。

我々は、子どもたち、保護者、職員、その他園に関わる全ての人をなないろファミリーと呼びます。
子どもたちの喜び、成長のために、なないろファミリーで力を合わせて、一緒にがんばりましょう。

幼稚園部入園受付 令和5年10月16日(月)～令和5年10月31日(火) 土日祝は除く

受付は直接なないろこども園へ

保育園部入園受付 令和5年10月16日(月) 9時～16時

受付は市役所新館3階 会議室

子どもたちの「やりたい」が全ての出発点

私たちは、子どもたちが「なないろ楽しい」「はやく園で遊びたい」「はやく明日にならないかな」と言ってくれる園を目指しています。そのためには、子どもたちが『園に来る目的を持つこと』が必要です。「大好きな先生と遊びたい」「〇〇さんと遊んだ続きを今日もしたい」「今日は絶対にリレーで勝つ」など、何でも良いのです。園には、子どもたちが目的を持てるような活動があり、そして園は、目的が達成出来る場所でありたいと思います。

保育理念

人として育ち生きる力を身につける

～ 一人一人の命が生き生きと輝くために ～

なないろこども園7つの約束

1. 「はい」と素直な心で返事します
2. 自分からあいさつします
3. 靴を揃え、心を揃えます
4. 姿勢を正します
5. 友達と仲良くします
6. 物を大切にします
7. 自分のことは自分でします



園のホームページを是非ご覧ください。

見学会のお知らせ

日時：9月14日(木)

- ① 午前の部 10時より
- ② 午後の部 13時30分より
(1時間程度)

なないろの教育・保育についてお話しします。
①②ご都合の良い時間でご参加ください。
参加を希望される方は、園までご連絡願います。
この日に参加できない方は、個別に対応しますので、ご遠慮なくお申し出願います。

【私立③】

いまづようちえん
今津幼稚園



設置主体：学校法人恵の園
所在地：〒520-1621
高島市今津町今津1650番地1
電話番号：0740-22-2214
F A X：0740-22-2480
ホームページ：<https://imazu-kg.wixsite.com/imazukg>

【園の概要】

今津幼稚園は1932年（昭和7年）に近江兄弟社今津保育園として創設されて以来、今津における幼児教育に奉仕してきました。その伝統は今日に受け継がれ、神さまから託された子どもの育ちを第一に考える教育を実践しています。

教育目標

- 愛し愛されるこどもに育つ
ありのままの自分（自分らしさ）を表現する
周りの人たちの思いやることのできる心を育てる
- 遊びを楽しむこどもに育つ
いろいろな遊びに興味をもち、経験を重ねるともだち作り
- こころもからだも健やかなこどもに育つ
よい生活習慣を身に付ける
喜怒哀楽の感情を豊かに養う
五感（触覚、味覚、嗅覚、聴覚、視覚）を養う

教育の特色

- 神さまから託された大切な子ども一人ひとりの生命を大切にし、その発育に奉仕する。
- 一人ひとりの園児に対して全職員がていねいに関わる保育をする。
- 自然素材に親しみ、五感を育てる。
- 家庭と幼稚園が連携し、子どもと共に育つ喜びを分かち合う。

主な行事

- 【1学期】入園式、親子遠足、参観日、里山あそび、花の日・子どもの日礼拝、七夕施設訪問
- 【2学期】創立記念礼拝、運動会、陶芸体験、幼児祝福式礼拝、収穫感謝祭施設訪問、フェスティバル、クリスマス礼拝
- 【3学期】ひな祭り会、みそ作り、お別れ会、卒園式
- ・各学期毎に身体測定、お茶会、保護者会があります。
- ・毎月避難訓練
- ・お誕生会は誕生月園児のある月に行います
- *当園は学期制です。春休み、夏休み、冬休みがあります。但し、夏休み預かり希望保育があります。
- *3月末には、当園卒園生小学校卒業お祝い会を実施しています。

園指定の購入物

・名札	110円
・はさみ	430円
・クレパス	990円
・おはようブック（シール帳）	610円
・のり	118円
・おたよりケース	232円

◎但し、途中入園の場合は、前の園で使用していたものを使用していただくこと可。

※各自準備物

全園児一通園用カバン（肩からかけられるもの又はリュック）、上ぐつ、上ぐつ袋、コップ、歯ブラシ、コップ袋、手ふきタオル、着替え、着替え入れ袋、絵本バック、エプロン、三角巾、マスク、エプロン袋、レジャーシート、ぞうきん2枚、おべんとう箱、おはし（スプーン・フォーク）、おべんとう袋

主その経他費の

PTA会費	年額	2,400円
災害共済掛金	年額	200円
遠足交通費（実費）		
月刊絵本代	年額	5,280円
記念写真代（実費）		

事子業育の内支容援

- 【預かり保育】在園児対象 通常保育後、最長15：30まで
- 【特別預かり保育】在園児対象（特別）15：30～17：30
- *特別な事由（里帰り出産など）により、入園せずに短期間（3ヶ月以内）の保育を実施しています。但し、当園の保育計画の都合で、ご希望に添えないこともあります。
- 【子育て支援ひろば】 「こどものにわ」毎週金曜日 9：30～11：30 随時おいでください。
- 【教育相談】
- 【子育て公開講演会】 ホームページ等でご確認ください。

かていきほいくえん ぴーかぶー
【私立④】家庭的保育園 Peek-a-boo
 (家庭的保育事業所)

代表 : 松井 香奈
 所在地 : 〒520-1652
 高島市今津町福岡1145-13
 電話番号 : 0740-20-1744


【園の概要】

「いないいないばあ！」今まで見えていた顔が急に見えなくなり、ちょっと不安になったところにまたぱっと表れて一安心、にっこり笑顔になる。こどもたちが大好きな遊びです。

あたらしい命が宿り、身体はつらくても幸せだった妊娠中。生まれてきたらああして、こうして…といろいろ想像しながら「いいお母さんになろう。」と思います。でも、生まれてみたら？やることいっぱい、思い通りにいかない育児、まわりはみんなちゃんとしているのに私だけでできていない、うちの子だけでできていない…。そんな気持ちになってしまうことはありませんか？

園の名前を考えたとき、一番に『Peek-a-boo(いないいないばあ)』が思いうかびました。今は見えないことがたくさんあって、不安でいっぱいかもしれません。けれど、大好きな笑顔はいつもそこにあります。

こどもたちとおかあさん、そして家族みんなが安心してすごせる、そんな場所のひとつになればと思っています。

保育・教育 目 標	<p>「すべてのこどもと家族を笑顔に」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こどもがもっているそのままの個性を育てます ○自分なりのしぐさやことばで表現できる力を育てます ○家族みんなが笑ってすごせるようにします 						
保育 特 色 教 育	<p>『Peek-a-boo』のスタッフは、保育士資格だけでなく、子育て支援員、作業療法士、認定心理士等、さまざまな資格を取得しています。それぞれの専門性を活かし、こどもの発達をいろいろな視点から支援します。</p>						
主 な 行 事	<p>春 はじめましてパーティー 夏 夏まつり 秋 おいもほり・バザー 冬 クリスマス会・さよならパーティー</p> <p>年間 お誕生日会・遠足・リトミック・身体計測・避難訓練</p>						
※各 主 な 備 物	<p>通園用かばん 着がえ 歯ブラシ ※その他、必要に応じてお知らせします。</p> 						
主 な 経 費	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">日本スポーツ振興センター災害共済掛金</td> <td style="text-align: right;">250円</td> </tr> <tr> <td>シールブック</td> <td style="text-align: right;">250円</td> </tr> <tr> <td>行事費</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> </table>	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	250円	シールブック	250円	行事費	500円
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	250円						
シールブック	250円						
行事費	500円						

ほいくえん
【私立⑤】 はこぶね保育園ひかりの
 (小規模保育事業所)



設置主体：社会福祉法人はこぶね会
 所在地：〒520-1221
 高島市安曇川町青柳705-1
 電話番号：0740-33-7811
 F A X：0740-33-7812
 ホームページ：<http://www.e-hoikuen.com/hakobune/>

【園の概要】

1957年より、児童憲章及びキリスト教の理念を重んじ、無償の愛と奉仕の精神で乳幼児を保育するとともに、子たち・家庭・社会全体の幸福と平和をはかるよう努めてきた安曇川はこぶね保育園の地域及び社会への貢献事業のひとつとして、高島市の待機児童の解消に寄与すべく、2020年8月に小規模保育園を開設。

保
育
目
標
・
教
育

《愛されるものから愛するものへ》

神より尊い生命を与えられた幼子は、何より愛されなければなりません。両親はじめ多くの人々に愛されることにより、みずみずしい生命は身体・情緒・知性・理性・社会性等よりよき発達を成しとげます。そして、多くの人々を愛し、平和な社会を築き上げていく人へと成長していきます。キリスト教の「愛」により、幼子を愛する保育をしています。

- 子どもは、常に家族や園の職員・社会の人々に愛されること。
- 自然の中で自由を満喫しながら、創造主の御業と愛を感じ認識する。
- 知情意及び全体的に円滑な個性や人格を発展させ、自信と意欲を持つ。
- 周囲の人々を愛し、自他共々幸せになる為の土台を築く。
- 運動・安全教育、基礎生活習慣を確立する。



保
育
の
特
色
・
教
育

- ◇健康安全保育
交通安全教育、歯磨き、水あそび等
- ◇知情意保育
創造保育、モンテッソーリ教育、生活基礎教育、音楽造形教育等

主
な
行
事

- 入園式 (4月)
- 星まつり (7月)
- クリスマス会 (12月)
- 運動会 (10月) 等々
- ◇毎月の行事

園
指
定
の
購
入
物

3号認定 (0~2歳児)	
・カラー帽子	1,100円
・トレー皿	400円



※各
主
な
準
備
物

- ・通園用かばん ・着替え ・上靴
- ・おはし、スプーン、コップ、おやつ皿、歯ブラシ、おしぼりタオル、水筒等

主
な
経
費

事
業
支
援

あどがわ ほいくえん
【私立⑥】 安曇川はこぶね保育園
 (幼保連携型認定こども園)



設置主体：社会福祉法人はこぶね会
 所在地：〒520-1221
 高島市安曇川町青柳700-1
 電話番号：0740-33-7900
 F A X：0740-33-7901
 ホームページ：<http://www.e-hoikuen.com/hakobune/>

【園の概要】

1954年の安曇川伝道所設立に伴い、愛の実践主体として、当地域に一ヶ所もなかった保育園設立を計画。1957年に一枚の瓦、一本の釘に至るまでキリスト者の愛で満たされた園舎が完成した。以来、児童憲章及びキリスト教の理念を重んじ、無償の愛と奉仕の精神で乳幼児を保育するとともに、子どもは勿論のこと、家庭・社会全体の幸福と平和をはかるよう努めている。2013年4月に園舎を移転新築し、より安全で快適な環境の中で、子たちの笑顔を守り、一人ひとりを輝かせる保育を行っている。2015年度からは幼保連携型認定こども園に移行した。

保育・教育
目標

《愛されるものから愛するものへ》

神より尊い生命を与えられた幼子は、何より愛されなければなりません。両親はじめ多くの人々に愛されることにより、みずみずしい生命は身体・情緒・知性・理性・社会性等よりよき発達を成しとげます。そして、多くの人々を愛し、平和な社会を築き上げていく人へと成長していきます。キリスト教の「愛」により、幼子を愛する保育をしています。

- 子どもは、常に家族や園の職員・社会の人々に愛されること。
- 自然の中で自由を満喫しながら、創造主の御業と愛を感じ認識する。
- 知情意及び全体的に円滑な個性や人格を発展させ、自信と意欲を持つ。
- 周囲の人々を愛し、自他共々幸せになる為の土台を築く。
- 運動・安全教育、基礎生活習慣を確立する。



保育の特
色教育

- ◇健康安全保育
スポーツ教室、カンガルー交通安全教室、歯磨き、薄着、水あそび等
- ◇知情意保育
創造保育、モンテッソーリ教育、生活基礎教育、音楽造形教育、英語で遊ぼう等
- ◇障害児保育
入園申込後、保護者と面接を行ったうえで、集団での保育が可能と判断されたお子さんを受け入れています。

主な行事

- | | | |
|------------|---------------|-------------|
| 入園式 (4月) | 子どもの日の祝会 (5月) | 親子バス遠足 (6月) |
| 星まつり (7月) | おやこ広場 (7月) | 運動会 (10月) |
| 造形展 (11月) | クリスマス祝会 (12月) | |
| 生活発表会 (2月) | お雛祭り会 (3月) | 等々 |
- ◇毎月の行事
お誕生会・ディサービス訪問交流会・祖父母交流会・スポーツ教室等



園指定の購入物

	1号・2号認定 (3~5歳児)	3号認定 (0~2歳児)
・カラー帽子	1,100円	・カラー帽子 1,100円
・体操服上下	6,800円	・トレー皿 400円
・トレー皿	400円	
・スモック	2,200円	

※各自主
な準備
も備
物の

- ・全園児…通園用かばん
- ・1~5歳児…上靴
- ・おはし、スプーン、コップ、おやつ皿、歯ブラシ、おしぼりタオル、水筒等
- ・着替え
- ・絵本袋

主そ
なの
経他
費の

	1号・2号認定 (3~5歳児)	3号認定 (0~2歳児)
・保護者会費 (家庭毎)	年額 6,000円	年額 6,000円
・お誕生会費 (園児毎)	年額 1,200円	年額 1,200円

事子
業育
の内
支
容
援

- ・子育て相談
- ・子育て支援「ピヨピヨクラブ」を開設

ちゅうおう えん
【私立⑦】 中央ユニバーサルこども園
 (幼保連携型認定こども園)

設置主体：学校法人 安曇川学園
 所在地：〒520-1217
 高島市安曇川町田中532番1
 電話番号：0740-32-0575
 F A X：0740-32-3554
 ホームページ：<http://adogawa-chuou.net/>

【園の概要】

幼稚園としての歴史を大切にしながら、平成25年4月から保育園機能も兼ね備え、幼保連携型認定こども園として新たなスタートを切りました。小さな子どもたちは様々な遊びを通して、多くのことを学んでいきます。人格形成の基礎となる大切な時期に、こども園生活を通して「豊かな感動の体験」を育んでくれるような環境構成を心掛けています。将来、激動する社会環境の変化にも柔軟に対応できる「生きる意欲」の発揚を願って、子どもたちの思いを受け止めながら日々チャレンジを続けていきます。

保育・教育
 目標

感謝 ありがたい気持ち、思いやりの心がもてる子ども
 健康 元気いっぱい、心も体もじょうぶな子ども
 意欲 自分でよく考え、何事にも興味をもち、夢中になって遊べる子ども
 協力 友だちと助け合って、仲よく遊べる子ども



保育・教育
 の特色

- ① 仏教的な土壌の中で、園生活や遊びを通して「生きる力」を培い、教職員と幼児の信頼関係を大切にしながら、一人ひとりが輝き、いきいきと主体的に活動できるように、子どもの意欲を引き出していきます。
- ② 小動物・草花・森の探検等、五感を使ってのびのびと自然と触れ合う活動をたくさん取り入れています。
- ③ 自然との触れ合いやお話の世界から、描いたり作ったり、身体で表現遊びをしたり、年齢に応じて様々な活動につなげていきます。
- ④ 絵本等、お話の世界を大切に考え、聞く力や想像力豊かな子に育つことを願っています。

主な
 行事

- (4月) 入園式、家庭訪問
- (5月) 花まつり、保育参観、本願寺降誕会(年長)、梅の子遠足
- (6月) 今津総合運動公園遠足
- (7月) セタの集い、老人ホーム訪問、学級懇談会、おたのしみ会、夏休み自由登園
- (9月) 運動会
- (10月) 親子遠足、今津総合運動公園遠足、いもほり、親子ミュージックケア(乳児)
- (11月) 作ってあそぼう参観
- (12月) 報恩講、音楽参観(歌と楽器の音楽遊び)、個別懇談会
- (1月) 祖父母参観、人形劇観劇
- (2月) 発表会
- (3月) お別れ会、修了式、感謝の集い

(年間) キッズサッカー教室、誕生会、キッズたいそう教室



園
 ※指定の
 購入
 の物

	1号・2号認定(3~5歳児)	3号認定(0~2歳児)
・カラー帽子	1,190円	・カラー帽子 1,190円
・クレパス	660円	・はさみ(2歳児) 770円
・はさみ	770円	・のり(2歳児) 180円
・のり	180円	・遊び着(2歳児) 1,900円
・お道具箱	440円	
・制服一式	19,200円~	
・帽子(通園用)	2,000円	
・体操服(上・下)	5,300円	
・遊び着等	1,900円	

※各
 自
 準
 備
 の
 物

通園カバン(肩からかけられるもの、またはリュック)、上靴(2~5歳児)、園庭用の靴、午睡用の布団、コップ、歯ブラシ、水筒、手ふきタオル、着替え袋、給食セット(はし、スプーン等)
【年齢に応じて】 おしぼり、おしぼりケース、食事用のエプロン、おしりナップ、おしりマット
 おむつ
 ※年齢に応じて必要なものは、その都度お知らせします

主
 納
 費
 の
 他
 の
 費

	1号・2号認定(3~5歳児)	3号認定(0~2歳児)
・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 240円	年額 240円
・PTA会費(1家庭)	年額 3,900円	年額 3,900円

※ その他 遠足・行事等について、随時実費でいただくことがあります。

事
 業
 支
 援
 の
 内
 容

(子育て支援室チューリップ) 毎週火・水・木曜日 9:30~14:30
 ミュージックケア、WARAリズム、フィンガーペインティング、こども園へあそびに行こう
 子育て相談、制作等

ふじなみ えん
【私立⑧】 藤波こども園
 (幼保連携型認定こども園)



設置主体：学校法人 藤波学園
 所在地：〒520-1223
 高島市安曇川町下小川120番1
 電話番号：0740-32-0329
 F A X：0740-32-8005
 ホームページ：http://www.fujinami-ci.sakura.ne.jp

【園の概要】

藤波こども園では、幼稚園児（1号）も保育園児（2・3号）も子どもたちみんながのびのび楽しく園生活を送っています。藤樹先生の徳風を慕い、仏様の御教えをもとに、園の集団の中で子どもたちに、将来望ましい社会の一員として活躍する素地を養うことを大切にしてきました。下小川の田園地帯という自然に恵まれた地域の中で、少人数の良さを生かし、家庭的な雰囲気を大切にしています。さくらんぼ広場では、未就園児とその保護者の方に支援を行っています。どうぞ遊びに来てください。
 ホームページ http://www.fujinami-ci.sakura.ne.jp

保育・教育
目 標

～ たくましいからだ・やさしいところ・がんばるちから ～
 めざす子ども像
 ・基本的習慣を身につけ、自分のことは自分でする子
 ・楽しく力いっぱい体を動かして遊ぶ子
 ・相手の思いに気づき、互いを認め合える子
 ・生命や物を大切にすること
 ・いろいろなことに興味や関心をもち、自分から関わり、思いを表現しようとする子
 ・話をしっかり聞き、自分の思いが出せる子

保育の特色・教育

乳児保育・・・少人数でできるだけ同じ先生が担当。信頼関係を築き、家庭と連携しながら、個の発達に応じたていねいな育児や保育を大切にしています。加配の先生がいます。
 混合保育・・・家庭的な雰囲気の中で人との関わりを大事にし、それぞれの違いを認めながら、集団の中で自分を大切に思える(＝他人も大切に思える)人としての育ちを願い、「異年齢集団」のホームによる保育・教育をしています。4・5歳児さんは、お兄さんお姉さんとしてのモデル意識をもち、小さい子をお世話します。3歳児さんは、お兄さんお姉さんになりたいなあという気持ちをもって大きくなります。午後の時間は、年齢の活動にも取り組んでいます。
 からだづくり・・・食育・運動遊び・はだし・さんぽなど
 楽しい遊びで心育・・・自由遊び(自ら進んで遊べる環境作り)・お話やごっこ遊び・わらべうたなど
 なかまづくり・・・安心した人間関係の中で友だちとの関わりを深め、みんなと一緒に楽しいと感じ、相手を思いやるやさしい心の育ちを大切にしています。

主な行事

春 入園式・花祭り・保育参観・遠足・人形劇
 夏 水遊び・老人ホーム訪問・七夕・お泊まり保育・夏祭り
 秋 書院参拝・運動会・バス遠足・いもほり・人形劇・発表会
 冬 もちつき・お年寄りとの交流会・節分・ミニコンサート・ひなまつり・お別れ遠足・お別れ会・卒園式
 年間 誕生会・運動遊び・わらべうた・避難訓練・野菜作り収穫・クッキング・身体測定など

園指定の購入物

1号・2号認定 (3～5歳児)	3号認定 (0～2歳児)
・体操帽 1,080円	・体操帽 1,080円
・誕生カード 250円	・誕生カード 250円
・かばん 2,900円	・連絡帳 160円
・体操服 2,200円	
・体操ズボン 1,700円	
・クレパス 680円	
・はさみ 700円	
・のり 210円	
・シール帳 530円	
・名札 150円	



※各自主な準備物

0～2歳児 昼寝用布団・タオル・お手拭き・エプロンタオル・お尻しきタオル・絵本袋
 3歳児 昼寝用布団・手ふきタオル
 3～5歳児 箸・コップ・歯ブラシ・絵本袋・連絡帳

主そな経費の

	1号・2号認定 (3～5歳児)	3号認定 (0～2歳児)
・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 240円	年額 240円
・PTA会費	年額 3,000円	年額 1,500円

遠足や行事等では随時実費でいただくことがあります。

事子業育のて内支容援

【支援室・園庭の開放】 さくらんぼ広場 毎週火・水・木曜 9:00～14:00
 年齢や参加者に合わせたいろいろな遊び・運動遊び(月1回)
 子育て相談・講演会等

ほいくえん
【私立⑨】 しろふじ保育園
 (幼保連携型認定こども園)

設置主体：社会福祉法人慈光会
 所在地：〒520-1112
 高島市永田1233番地1
 電話番号：0740-36-1501
 F A X：0740-36-1845
 ホームページ：http://www.ans.co.jp/n/shirofujii/

【園の概要】

本園は、昭和32年に園長自坊の勝安寺境内で個人立高島幼児園として始まり、その後、昭和55年に社会福祉法人立しろふじ保育園として現在の園舎に移転しました。


平成27年からは幼保連携型認定こども園となり、現在は子育て支援拠点事業（プチしろふじ）・学童保育事業（学童しろふじ）も実施しており、地域の乳幼児から学童世代まで幅広く子育て世帯をサポートしています。

令和3年度には園庭と駐車場の拡張を行い、子どもたちは毎日、広々とした園庭で元気いっぱい好きなあそびを見つけて、伸び伸びと過ごしています。


地域に根付いたアットホームな雰囲気の中、まことの保育（仏教保育）を実践し、“素直で明るい子ども”を保育目標に保育しております。

保育 目標・ 教育	『素直で明るい子ども』 子どもたちに豊かなあそびを経験させます。人格の基礎は乳幼児期に形成されますので、あそびの中で基本的な生活習慣やきまりを守る心を育みます。充実した保育内容で思いやりのある「素直で明るい子ども」を育てます。
-----------------	--

保育 の特 色・ 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・まことの保育（仏教保育）を実践する事により、「①仏様を拝む子ども」、「②健康で優しい心を持っている子ども」、「③教えをよく聞き正しく話のできる子ども」、「④誰とも仲良く遊び何でもやり抜く子ども」、「⑤物を大切に作る子ども」を育てます。 ・運動会での鼓隊演奏（年長児）等による音楽を取り入れた保育により、感受性を育て、また友だちと一緒に物事をやり抜く心を育てます。
----------------------	---

主 な 行 事	春の遠足、花祭り、プール遊び、夏のお楽しみ保育（年長）、運動会、秋の遠足、成道会の集い、報恩講のお参り、保育参観、音楽リズム表現遊び発表会、お別れ遠足（年長）、保育懇談会、お誕生日会、サッカー教室（年長、年中）、など	
------------------	--	---

園 指 定 の 購 入 物	1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
	<ul style="list-style-type: none"> ・制服（上着） 6,790円 ・クレマン帽 3,700円 ・遊び着 1,950円 ・体操服、上 5,200円 ・体操服、下 2,600円 ・通園バッグ 4,700円 ・カラー帽子 1,060円 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー帽子 2歳児：920円、0～1歳児：600円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> <p>★見学会のお知らせ 日時：10月10日（火）、10：30～ 参加希望の方は、10月6日（金）まで にお電話でお申し込みください。 （ご都合が悪い場合は個別に対応しますので、お気軽にご相談ください）</p> </div>		

※各 自 準 備 の 物	全園児・・・手拭きタオル、水筒、絵本袋、お昼寝用の布団、他 3～5歳児・・・上靴、コップ袋、他	
-----------------------------	--	---

主 そ の 他 の 経 費	1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ・保護者会費（一世帯） 	年額 240円 昨年度、年額 500円

事 業 育 の 内 支 援 容 援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談 ・子育て拠点事業「プチしろふじ」（つどいの広場）、月～金曜日、9：30～14：30開放
---	---

たかしましりつ ひがし えん
【公立①】 高島市立マキノ東こども園
 (保育所型認定こども園)

設置主体：高島市
 所在地：〒520-1812
 高島市マキノ町西浜300番地1
 電話番号：0740-28-0001
 F A X：0740-28-0004
 ホームページ：http://city.takashima.lg.jp/

【園の概要】

高島市マキノ町の北東部に位置し、琵琶湖畔まで歩いて1分のところにあります。近隣には、国道161号が通っており、西内沼のピオトープや日本桜百選の一つ「海津大崎」があり、恵まれた自然環境を通して豊かな心を育み、子ども一人一人の「やってみたい」「できた」「もっとやってみたい」という気持ちを大切に保育を心がけています。

保育・教育
目 標

【保育目標】

- 素直な明るい子ども
 ◎生活のきまりをまもり規則正しい生活のできる子ども
 ◎どんなことにも意欲的に取り組める子ども
 ◎だれとでも仲よく遊べる子ども
 ◎健康でたくましい子ども
 ◎思いやりのある子ども



保育の特
色・教育

- 0～2歳児：育児担当制による愛着関係を育む
- 3～5歳児：縦割り保育（主に生活の時間）による豊かな人間関係を育む
- 恵まれた自然環境に触れ、体験する保育
- 地域の開かれた園づくりの中で、様々な人とかかわる保育
- 栽培活動を通して、「食べること」「生きること」「命への感謝」の気持ちを育み、五感を働かせて取り組む食育活動
- 家庭や地域と協同による子育て支援

保 土
育 曜

土曜日の保育は、マキノ西こども園にて共同で行います。

主 な
行 事

- 春：入園式、親子バス遠足、いも苗植え、園外保育
- 夏：川遊び、プール遊び、七夕まつり、夏祭り
- 秋：祖父母参観、運動会、いも掘り、焼きいも会、園外保育
- 冬：もちつき、発表会、クリスマス会、雪遊び（そりあそび）、節分（豆まき）、お別れ会、卒園式
- 毎月：誕生会、避難訓練、身体計測、おはなし会、サッカー教室等
- その他：保育参観（各年齢ごと）

園 指
※ 定
主 主
な の
購 入
物

1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
・カラー帽子（ガードつき） 936円	・カラー帽子（ガードつき）（2歳児） 936円
・通園バック（黄色・手さげ） 376円	・通園バック（黄色・手さげ）（2歳児） 376円
・体操服、体操半ズボン（3歳児以上） 4,090円	
・のり（3歳児） 176円	
・はさみ（3歳児） 649円	
・道具箱（3歳児） 396円	
・クレパス（3歳児） 600円	
・マーカー（4歳児） 456円	
・給食セット（5歳児） 1,880円	

（令和5年度の金額です）

※ 各
主 主
な の
準 備
物

- ・全園児…通園かばん（2～5歳児：リュックサック/0～1歳児：マザーバック）
- ・午睡布団（2・3号認定児）、水筒、手拭きタオル、着替え袋、ティッシュ（箱）等
- ・3～5歳児…上靴、上靴入れ、歯ブラシ、コップ、お箸
- ・0～2歳児…おしぼり、食食用エプロン（作り方指定）、おしり拭き、お尻敷きマット

主 ぞ
な の
経 他
費 の

	1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 240円	年額 240円
・保護者会費	年額 3,600円	年額 3,600円

事 子
業 育
の て
内 支
容 援

- ・支援室開放（火・水・金曜日 10：00～11：30）



※マキノ東こども園は令和9年度よりマキノ西こども園と統合予定です。
 ※記載内容は変更されることがあります。防衛省の防衛施設周辺整備事業の交付金を活用し、公立保育園等の運営を行っています。

たかしましりつ にし えん
【公立②】 高島市立マキノ西こども園
 (保育所型認定こども園)

設置主体：高島市
 所在地：〒520-1833
 高島市マキノ町蛭口1365番地1
 電話番号：0740-27-0144
 F A X：0740-27-0149
 ホームページ：http://city.takashima.lg.jp/

【園の概要】

高島市マキノ町の北西部に位置し、周囲にはマキノ支所や児童館があります。
 近隣にはのどかな田園地帯やマキノ高原があり、恵まれた自然環境にふれあいながら、自己を十分発揮できるように一人一人の思いや育ちに寄り添い、思いやりを大切に保育を心がけています。

保育・教育
目 標

- 素直な明るい子ども
 1 生活のきまりを守り規則正しい生活のできる子ども
 2 健康でたくましい子ども
 3 誰とでも仲良く遊べる子ども
 4 思いやりのある子ども
 5 どんな事にも意欲的に取り組める子ども



保育特・色教育

- ◎ 一人一人が安心安定した生活の中で、じっくりと遊び込める保育
- ◎ ピックランドやマキノ高原などの公共の場や身近な自然環境の中で、動植物とのふれあいを通し豊かな感性を育てる保育
- ◎ 異年齢児、地域、世代交流を通して人と関わる力を育てる保育
- ◎ 栽培、魚つかみ、料理教室など五感をいきいきと働かせて取り組む食育活動

保土育曜

自園で、マキノ地域2園と今津東保育園の3園で共同保育を行います。

主な行事

4月	入園式、お花見、健康診断	10月	運動会、園外保育、サツマ芋掘り、焼き芋会、健康診断
5月	親子遠足、サツマ芋苗植え、個別懇談	11月	個別懇談
6月	保育参観	12月	餅つき、クリスマス会
7月	七夕まつり、夕べの集い、年長まつり、保育参観 川遊び	1月	雪遊び、そり遊び
8月	川遊び、プール遊び	2月	豆まき、生活発表会、一日入園
9月	祖父母参観	3月	ひな祭り、お別れ会、卒園式
年間 誕生会、キッズサッカー教室(年長)、避難訓練、身体測定			

園指定の購入物

1号・2号認定(3~5歳児)		3号認定(0~2歳児)	
・連絡袋(全園児)	260円	・連絡袋(全園児)	260円
・道具箱(3歳児~)	480円	・たれつきカラー帽子(2歳児~)	952円
・クレパス(3歳児~)	620円	・通園バッグ(2歳児~)	392円
・はさみ(3歳児~)	416円		
・のり(3歳児~)	208円		
・体操服(3歳児~)	4,090円		
・マーカー(4歳児~)	504円		

※令和5年度の金額です。



※各自準備物

全園児 通園用かばん(リュックサック)、水筒、手拭きタオル、着替え入れ用巾着袋、午睡用布団
 3歳児以上 お箸・スプーンセット、コップ、歯ブラシ、上靴、上靴袋
 0~2歳児 おしぼり、食事用エプロン、お尻敷きマット、お尻拭き

※令和5年度の金額です。



主そな経他費の

	1号・2号認定(3~5歳児)	3号認定(0~2歳児)
・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 240円	年額 240円
・保護者会費	年額 3,600円	年額 3,600円

事子業育のて内支容援

- ・子育て相談
- ・あそびの広場(月・火・金 10:00~11:30)

※マキノ西こども園は令和9年度よりマキノ東こども園と統合予定です。
 ※記載内容は変更されることがあります。防衛省の防衛施設周辺整備事業の交付金を活用し、公立保育園等の運営を行っています。

たかしましりついまづひがしほいくえん
【公立③】 高島市立今津東保育園
 (小規模保育事業所)

設置主体：高島市
 所在地：〒520-1623
 高島市今津町住吉二丁目16番地5
 電話番号：0740-22-2205
 F A X：0740-22-4833
 ホームページ：<http://city.takashima.lg.jp/>

【園の概要】

JR湖西線近江今津駅の北約500メートルの場所にあり、市街地に位置しています。園周辺は住宅街であるが近傍には琵琶湖や公園があり、身近な自然に目を向けることができる環境に立地しています。

当園は、小規模保育園（0歳～2歳を対象にした定員6人～19人）です。0歳～2歳の乳児期は、人間の基礎を培う大切な時期です。この大切な時期を心身共に健康で安心して過ごせるように保育をすすめています。

保育目標

- 身近な人との愛着関係をもとに、情緒の安定をはかり、人と関わる力を育てる。
- 健康な心と体を育て、生活習慣の基礎を身につける。
- 身近な環境に好奇心や興味をもって関わり、豊かな心を育てる。



保育の特色

- 特定の保育士による丁寧な関わり（育児担当制）を導入し、人と信頼関係を築く力を育てることを大切にしています。
- 少人数の家庭的な雰囲気の中で、一人一人の月齢や年齢に応じたきめ細やかな保育を大切にしています。
- 小規模園の特性を活かしたゆったりと落ち着いた生活の流れの中で、子どもたちが意欲的に遊べる環境作りや保育の実践をしています。
- 家庭と連携を取り合い、健やかな成長を願い共に子育てできる関係作りを大切にしています。

保土育曜

土曜日の保育は、マキノ西こども園にて共同で行います。

主な行事

- 入園式、卒園式
- 毎月 避難訓練、身体計測、誕生会
- 随時 個別懇談会、保育参観、内科・歯科検診、親の会行事

※指定の主な購入物

- ・ カラー帽子 (1・2歳児) 912円
- ・ 手提げバック (全園児) 392円

※令和5年度の金額です。



※各自準備の物

全園児・・・通園用カバン、タオル、水筒
 おしぼり、食事用エプロン（タオルで作ったもの）
 オムツ、オムツ交換用マット、おしりふき
 午睡用布団 等

主そな経他費の

- ・ 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 年額 240円
- ・ 保護者会費 (2人目以降は半額) 年額 1,200円

事子業のて内支容援

子育て相談(園児外も可)を随時行っています。
 電話、面談どちらにも対応します。

※今津東保育園は、令和7年度末に閉園となる予定です。

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の防衛施設周辺整備事業の交付金を活用し、公立保育園等の運営を行っています。

たかしましりつくつき えん
【公立④】 高島市立朽木こども園
 (保育所型認定こども園)

設置主体：高島市
 所在地：〒520-1401
 高島市朽木市場1101番地2
 電話番号：0740-38-2070
 F A X：0740-38-2090
 ホームページ：<http://city.takashima.lg.jp/>

【園の概要】

平成11年に建設された園舎で、四季の移り変わりを感じることができる豊かな自然環境にあります。築山や総合運動遊具などがある広い園庭でのびのび遊ぶことができ、冬には裏庭でソリスペリが楽しめます。また、子育て支援室も併設しています。

幼児は3歳児から5歳児までの異年齢児クラス（ホーム）でたてわり保育を実施しています。乳児は年齢別クラスです。

保育・教育
目 標

なかよく げんきで がんばるこ
 ★丈夫な体をつくろう
 ★自分から進んでしよう
 ★友達と仲良く力を合わせよう
 ★感謝の心をもとう



保育の特
色・教育

高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムを踏まえて、教育・保育を提供しています。子どもが主体的に生活し遊ぶ場を大切にしています。0～2歳児は、年齢別に保育し、育児担当制保育による丁寧な乳児保育を実施しています。3～5歳児は、たてわり保育を実施し、異年齢児が共に生活することにより、豊かな人間関係を築く力を養うことを大事にしています。

保 土
育 曜

土曜日の保育は、自園で行います。

主 な
行 事

4月	入園式・ステップ保育 内科、歯科健診	10月	運動会・秋の遠足・組別保育参観 さつまいも掘り
5月	全体保育参観・親子遠足・さつまいも苗植え 里山あそび（5歳児）・シルエット劇鑑賞（5歳児）	11月	七五三まいり・やきいも会 勤労感謝訪問 いも煮作り・内科、歯科健診・里山遊び（3～5歳児）
6月	ホーム、乳児組保育参観	12月	もちつき会・みそ作り・クリスマス会
7月	七夕まつり・お泊まり保育 納涼レクリエーション	1月	七草がゆ・鏡開き
8月	プール遊び・個別懇談会	2月	まめまき・そりすべり・発表会・入園説明会
9月	祖父参観（5歳児）・野菜苗植え	3月	お別れ遠足・お別れ会・修了式・卒園式
毎月	お誕生会（誕生日にします）・避難訓練・身体測定		
年間	サッカー教室（5歳児）・おはなし会（3～5歳児）		

園 指
定
主
な
の
購
入
物

1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
<ul style="list-style-type: none"> ・カラー帽子（3歳児～） 900円 ・体操服上（3歳児～） 2,500円 ・体操服下（3歳児～） 1,900円 ・はさみ（3歳児～） 392円 ・のり（3歳児～） 160円 ・クレパス（3歳児～） 690円 ・マーカー（4歳児～） 504円 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー帽子（1歳児～） 900円

※金額は令和5年度の価格



※ 各
自
主
な
準
備
の
物

全園児 … 通園用かばん（リュック）
 (0歳～2歳児) 手ふきタオル・手ふき3枚・食事エプロン1枚・ナイロン袋・着替え
 おしり敷き用タオル・オムツ・おしりふき・お昼寝布団・水筒
 (3歳～5歳児) 箸・手ふきタオル・歯ブラシ・コップ・ハンカチ・手提げかばん
 着替え・給食袋（エプロン、三角巾、マスク）・水筒
 〈保育園部〉お昼寝布団（3歳児は4月から9月頃まで、4・5歳児は7月から8月）



主 ぞ
な の
経 他
費 の

<ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ・保護者会費（世帯割） ・保護者会費（園児割）※一人につき 	1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
	年額 240円 年額 2,500円 年額 500円	年額 240円 年額 2,500円 年額 500円

事 子
業 育
の て
内 支
容 援

◎支援室開放 週3日（火・水・金曜日 10:00～11:30）
 子育て相談・親子遊び等

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の防衛施設周辺整備事業の交付金を活用し、公立保育園等の運営を行っています。

<p>たかしましりつこがほいくえん 【公立⑤】 高島市立古賀保育園 (小規模保育事業所)</p>		<p>設置主体：高島市 所在地：〒520-1202 高島市安曇川町下古賀1182番地</p>	
		<p>電話番号：0740-33-0011 F A X：0740-33-1541 ホームページ：http://city.takashima.lg.jp/</p>	
<p>【園の概要】 本園は、安曇川町の西部に位置し園の近くには安曇川が流れ、周囲は田畑が広がる緑豊かな自然に恵まれた環境にあり、四季を感じながら過ごすことができる保育園です。令和6年度から「小規模保育事業所」(0~2歳児対象)として保育を行います。少人数ならではの家庭的な関わりを大切に保育をすすめていきます。</p>			
保育目標	<p>◎特定の保育者との愛着関係により、情緒の安定を図り人と関わる力を養う。 ◎基本的な生活習慣を身に付ける。 ◎遊びを通して、健康な体、豊かな心を育てる。</p>		
保育の特色	<p>○育児担当制保育(特定の保育者が特定の子どもの生活援助を行います)を実施し、愛着形成と主体性を育みます。 ○家庭的な温かい雰囲気の中で、一人一人に寄り添うきめ細やかな保育を実践します。 ○子どもの「やってみたい」を大切に、意欲的に遊べる保育を実践します。 ○園周辺の豊かな自然環境の中で、動植物との触れ合いを大切にします。 ○家庭との連携を大切に、共に考え、喜び、健やかな成長を願いながら、一緒に歩んでいきます。</p>		
保土曜	<p>土曜日の保育は、大師山さくら園(新旭)にて、共同で行います。</p>		
主な行事	<p>・入園式、卒園式 ・毎月…避難訓練、身体計測、誕生会 ・随時…歯科検診、内科健診、保育参加、個別懇談、保護者会行事</p>		
※指定の購入物	<p>・日よけたれつきカラー帽子(1、2歳児) 952円 (令和5年度の金額です。)</p>		
※各自の備物の物	<p>・全園児…通園用かばん、手さげかばん、水筒、手拭きタオル、着替えおしぼり、食事前エプロン(園指定の作り方があります)おむつ、おしり敷マット、おしり敷マット持ち帰り用巾着袋おしり拭き用ウエットティッシュ、ナイロン袋(大便処分用)午睡用布団</p>		
主その経費の	<p>・日本スポーツ振興センター災害共済掛金</p>	<p>年額</p>	<p>240円</p>
	<p>・保護者会費(世帯での入園児1名の場合)</p>	<p>年額</p>	<p>2,400円</p>
	<p>(世帯での入園児2名の場合)</p>	<p>年額</p>	<p>3,600円</p>
事子業育の内支容援	<p>子育て相談(園児外も可)を随時行っています。 電話、面談どちらにも対応します。</p>		

※小規模保育事業所に移行後、令和7年度末をもって閉園となる予定です。

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の防衛施設周辺整備事業の交付金を活用し、公立保育園等の運営を行っています。

たかしましりつたかしま えん
【公立⑥】 高島市立高島こども園
 (保育所型認定こども園)

設置主体：高島市
 所在地：〒520-1102
 高島市野田1631番地
 電話番号：0740-36-0352
 F A X：0740-36-0352
 ホームページ：<http://city.takashima.lg.jp/>

【園の概要】

田園地帯の側に位置し、広い運動場を有しています。園庭には、四季折々の実のなる木や小動物と触れ合うことができる築山があり、毎日豊かな自然を取り入れながら遊んでいます。また5つの保育目標のもと、家庭的な雰囲気大切に、園児一人一人に寄り添った保育を心がけています。

保育・教育 目標	[保育目標] ・心身の健康と情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の自立を養う。 ・いろいろな生活体験を通じて豊かな情緒や創造性を培い、自律、協調などの社会性を身につける。 ◎ 思いきり遊べる子ども ◎ 自分のことが自分でできる子ども ◎ 自分の思いが出せる子ども ◎ 人の話が聞ける子ども ◎ 思いやりのある子ども 																																								
保育の特 色・教育	広い運動場でのびのびと戸外遊びをしながら、園庭の畑で野菜の栽培や果樹の収穫、調理などの食育活動を特色とし、乳幼児期に必要な生活体験を豊かにできるよう努めています。																																								
保土 育曜	土曜日の保育は、静里なのはな園（新旭）にて共同で行います。																																								
主 な 行 事	【春】 入園式・健康診断・春の遠足・夏野菜苗植え・自然体験 【夏】 水遊び・プール遊び・七夕まつり・タペの集い・デイキャンプ（5歳児） 【秋】 運動会・芋ほり・焼き芋会・秋の遠足・祖父母参加 冬野菜苗植え・自然体験・勤労感謝訪問 【冬】 餅つき・クリスマス会・豆まき・一日入園・発表会・お別れ会 お別れ遠足（5歳児）・卒園式 【年間】 お誕生会・避難訓練・身体計測・カンガルークラブ・本の森探検（4・5歳児） キッズサッカー（4・5歳児）親子交通安全教室・保育参加、育児講座、食育活動など 																																								
園 指 定 の 購 入 の 物	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1号・2号認定（3～5歳児）</th> <th colspan="2">3号認定（0～2歳児）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・カラー帽子（2歳児～）</td> <td>952円</td> <td>・カラー帽子（2歳児～）</td> <td>952円</td> </tr> <tr> <td>・クレパス（3歳児）</td> <td>620円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・マーカー（4歳児）</td> <td>456円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・色鉛筆（5歳児）</td> <td>522円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・赤ショートパンツ（3歳児～）</td> <td>1,990円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・はさみ（3歳児～）</td> <td>416円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・のり（3歳児～）</td> <td>208円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・お道具箱（3歳児～）</td> <td>480円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・給食セット（4歳児～）</td> <td>1,650円～</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> （令和5年度の金額です。） 	1号・2号認定（3～5歳児）		3号認定（0～2歳児）		・カラー帽子（2歳児～）	952円	・カラー帽子（2歳児～）	952円	・クレパス（3歳児）	620円			・マーカー（4歳児）	456円			・色鉛筆（5歳児）	522円			・赤ショートパンツ（3歳児～）	1,990円			・はさみ（3歳児～）	416円			・のり（3歳児～）	208円			・お道具箱（3歳児～）	480円			・給食セット（4歳児～）	1,650円～		
1号・2号認定（3～5歳児）		3号認定（0～2歳児）																																							
・カラー帽子（2歳児～）	952円	・カラー帽子（2歳児～）	952円																																						
・クレパス（3歳児）	620円																																								
・マーカー（4歳児）	456円																																								
・色鉛筆（5歳児）	522円																																								
・赤ショートパンツ（3歳児～）	1,990円																																								
・はさみ（3歳児～）	416円																																								
・のり（3歳児～）	208円																																								
・お道具箱（3歳児～）	480円																																								
・給食セット（4歳児～）	1,650円～																																								
※各 主 自 な 準 備 の 物	【全園児】 ・お昼寝布団（保育園部）・水筒・着替え袋・通園用かばん（2歳児～リュック） ・ティッシュ・雑巾 【3～5歳児】 ・上靴（白）・うがい用コップ、歯ブラシ・着替え入れ巾着袋・かけひも付き手拭きタオル（3歳児）・ハンカチ（4・5歳児）・給食エプロンセット（4・5歳児）・手提げかばん・お箸・スプーン（3点セット） 【0.1.2歳児】 ・かけひも付き手拭きタオル・給食用エプロン・おしぼり・おむつ替え用マット ・使い捨ておしりふき																																								
主 そ の 他 費 の	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号・2号認定（3～5歳児）</th> <th>3号認定（0～2歳児）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・日本スポーツ振興センター災害共済掛金</td> <td>年額 240円</td> <td>年額 240円</td> </tr> <tr> <td>・保護者会費 [3,000円/年 250円/月] [2人目以降は1,000円]</td> <td>年額 3,000円</td> <td>年額 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 240円	年額 240円	・保護者会費 [3,000円/年 250円/月] [2人目以降は1,000円]	年額 3,000円	年額 3,000円																															
	1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）																																							
・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 240円	年額 240円																																							
・保護者会費 [3,000円/年 250円/月] [2人目以降は1,000円]	年額 3,000円	年額 3,000円																																							
事 子 業 の 内 支 援	◎支援室開放 週3日（10：00～11：30） 子育て相談・親子遊び等																																								

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の防衛施設周辺整備事業の交付金を活用し、公立保育園等の運営を行っています。

たかしましりつだいしやま えん
【公立⑦】 高島市立大師山さくら園
 (保育所型認定こども園)

設置主体：高島市
 所在地：〒520-1531
 高島市新旭町饗庭5138番地
 電話番号：0740-25-8439
 F A X：0740-25-3399
 ホームページ：<http://city.takashima.lg.jp/>

【園の概要】

本園は、稲荷山（通称「大師山」）のふもとに位置し、芝生の園庭には様々な樹木が生え、生き物が豊富に住みつき、水辺の植物が自生しているピオトープや、そりすべりが楽しめる大きな築山があり、四季折々で楽しい遊びを展開しています。また、未就園児とその保護者に対する子育て支援を行っています。

保育・教育
目 標

《保育・教育目標》

◎遊びや体験を通して、豊かな心で、たくましく生きる子どもを育成する
 ～のびのび・つながり・がんばり～

《めざす子ども像》

- よく遊び、元気で明るい子ども
- 自然を愛し、友達を大切にする、思いやりのある子ども
- ものごとを正しく判断し、よく考えて行動する子ども



保育
特 色
教 育

◇高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムにより保育・教育を行います。
 ◇幼児にとっての「遊び」は「学び」ととらえ、生活や遊びを通して、主体性や生きる力の基礎を培います。
 ◇しなやかな心と身体づくり…のびのびと遊べる環境を整え、はだし保育やリズム運動に継続的に取り組みます。
 ◇豊かな自然体験を大切に…ピオトープや築山、広い園庭等、自然環境を活用した保育活動を実施します。
 ◇豊かな心の育成を…いろいろな物や人との関わり等の体験を通して、感動する心、豊かな心をはぐくむ力や友達と関わる力を育てます。
 ◇食育の推進…食や健康の大切さについて、野菜の栽培活動や料理教室等、一年を通して食育活動に取り組みます。
 ◇地域とつながる園づくり…家庭や地域、小学校等、様々な人との交流を通して、地域とつながり地域にねぎした保育・教育を行います。

保 土
育 曜

土曜日の保育は、当園（大師山さくら園）と古賀保育園の園児を対象に当園で行います。

主 な
行 事

春：入園式・始業式・個別懇談・園外保育（遠足）
 夏：プールあそび・園内キャンプ（5歳児）
 秋：運動会・いもほり・やきいも会・祖父母参加・園外保育・個別懇談・もちつき・クリスマス会
 冬：お正月あそび・節分（豆まき）・生活発表会・入園説明会・お別れ会・卒園式・修了式

【年間】誕生会・発育計測・避難訓練・お話し会・さくら文庫（園内図書の貸出）・小中学生や地域の
 人との交流会・新旭図書室本の森探検（4歳児）・キッズサッカー（5歳児）・食育料理教室（4・5歳児）
 ・保育参加・親子交通安全教室・保護者会活動

園 指
主 定
な の
購 入
物

3～5歳児	0歳児～2歳児
・日よけたれ付きカラー帽子 900円	・日よけたれ付きカラー帽子 900円
・体操服（3歳児以上） 5,800円	
・遊び着（3歳児以上） 1,500円	
・クレパス（3歳児以上） 858円	
・はさみ（3歳児以上） 392円	
・のり（3歳児以上） 144円	
・サインペン（4・5歳児） 456円	
・給食用エプロンセット（4・5歳児） 1,740円	
かっぱう着・帽子・マスク …小学校でも使用可	（令和5年度の金額です。）

※ 各
主 自
な 準
備 備
物 の 物

【全園児】
 通園用かばん（リュックタイプ。0歳児は除く）・着替え・手ふきタオル・水筒（0歳児マグタイプ可・1～2歳児ストロース式・3歳児ひも付きのストロース式・4歳児以上ひも付きコップ式）・ティッシュ1箱・雑巾1枚・昼寝布団（保育園部）
 【3歳児以上】
 コップ・歯ブラシ・お箸・スプーン（4・5歳児）・絵本バッグ
 【0歳児～2歳児】
 おしぼり・食食用エプロン（園指定のものを手作り）・おむつ・おしりナップ・おしりマット用タオル

主 ぞ
な の
経 他
費 の

	3～5歳児	0～2歳児
・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 240円 ※4月以降金額が変わる可能性があります	年額 240円 ※4月以降金額が変わる可能性があります
・保護者会費（2人目以降半額）	年額 2,400円	年額 2,400円
・カンガルークラブ（親子交通安全）会費	年額 150円	年額 150円
※その他遠足や行事等について、随時実費でいただくことがあります。		

事 子
業 育
の て
内 支
容 援

◎支援室開放 週3日（10：00～11：30）
 子育て相談・親子遊び等

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の防衛施設周辺整備事業の交付金を活用し、公立保育園等の運営を行っています。

【公立⑧】 たかしま しりつしずさと えん
高島市立静里なのはな園
 (保育所型認定こども園)

設置主体：高島市
 所在地：〒520-1511
 高島市新旭町薬園2305番地
 電話番号：0740-25-7087
 F A X：0740-25-7095
 ホームページ：<http://city.takashima.lg.jp/>

【園の概要】

本園は、平成17年9月に開園し、0歳から就学前までの子どもたちへの一貫した保育・教育を行っています。園庭にはビオトープや築山、草木があり、四季折々で自然を感じる遊びを展開しています。また、「かかわり・輝き・思いやり」を合言葉に一人ひとりの心に寄り添いながら、様々な人や物とのかかわり、直接体験を大切に、自尊感情や主体性を育む保育を心がけています。

保育・教育 目 標	<p><保育目標> あそびの中で学び、自分の思いや考えを表現して、たくましく生きる子を育てる ～ かかわり 輝き 思いやり ～</p> <p><めざす子ども像> ・豊かな感性をもつ子ども ・意欲的に活動する子ども ・思いやりのある子ども</p>			
保育特・色教育	<p>○高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムにより保育・教育を行います。 ○主体的な生活や遊びを大切に保育 ～子どもが自ら遊び、集中して遊びこむなど体験から学ぶ保育を大切にします。～ ○五感をフルに活用する遊びや自然体験を通して豊かな感性や表現力を育みます。 ○運動遊びなどによる健康でしなやかな体づくりに取り組みます。 ○野菜栽培からクッキングへの食育活動を通して、命や食、健康の大切さに気づく保育に取り組みます。 ○家庭や地域、小・中学校、福祉施設等との交流を通して地域とつながり、互いの育ちを育みます。</p>			
保土育曜	土曜日の保育は、当園（静里なのはな園）と高島こども園の園児を対象に当園で行います。			
主 な 行 事	<p>【春】：入園式、園外保育、動物園遠足（5歳児） 【夏】：たなばた、園内キャンプ、プール遊び 【秋】：園外保育、運動会、祖父母参加、いもほり 【冬】：もちつき、わいわいパーティ、生活発表会、一日入園、お別れ会、卒園式、修了式 【年間】：誕生会、避難訓練、キッズサッカー、運動遊び、料理教室、本の森探検、絵本の貸し出し、絵本の読み聞かせ</p>			
園 指 定 の 購 入 物	3～5歳児	0～2歳児		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ カラー帽子（日除けたれつき）（2歳以上） 900円 ・ 体操服（3歳以上） 3,200円（3L:4,000円） ・ 体操ズボン（3歳以上） 2,600円（3L:3,500円） ・ あそび着（3歳以上） 1,500円 ・ クレパス（3歳以上） 620円 ・ のり（3歳以上） 144円 ・ はさみ（3歳以上） 700円 ・ らんらんマーカー（4歳以上） 504円 ・ 給食セット（4歳以上・小学校でも使用可） 1,740円 （帽子：370円、マスク：90円、かっぱう着：1,280円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カラー帽子（日除けたれつき）（2歳以上） 900円 	（令和5年度の金額です。）	
※ 各 自 準 備 物	3歳以上児	2歳児	1歳児	0歳児
持 共 通 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通園用かばん（できればリュック型） ・ 着替え袋 ・ 着替え（上下服2組程度） ・ 水筒（0歳児はマグタイプ、1.2歳児はストロー式、3歳児は紐付きのストロー式、4歳児以上紐付き水筒） ・ 手拭きタオル ・ ティッシュ 1箱 ・ ナイロン袋 ※午睡用布団（保育園部） 			
持 ち 別 物	<p>◎ 排泄自立がまだのお子さんは・・・ ・ 紙おむつ ・ おしりナップ ・ オムツ交換用敷きタオル</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ コップ ・ 歯ブラシ ・ お箸 ・ スプーン ・ 絵本バック ・ 上靴 	絵本バック		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ おしぼり3枚 ・ 食事前エプロン（園指定物を手作り） ・ 避難靴 ・ 上靴 	
主 ぞ の 経 他 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ・ 保護者会費（2人目からは半額） ・ 行事費 遠足の費用など、その都度集金します。 		3～5歳児	0～2歳児
			年額 240円 <small>※4月以降金額が変わる可能性があります</small> 年額 2,400円	年額 240円 <small>※4月以降金額が変わる可能性があります</small> 年額 2,400円
事 子 業 育 の 内 支 容 援	◎高島市地域子育て支援センター「あっぷっぷ」 月～金（10：00～15：00） 子育て相談・親子遊び等			

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の防衛施設周辺整備事業の交付金を活用し、公立保育園等の運営を行っています。

よくある質問

Q 「就労証明書」等の書類は、幼児保育課まで行かないともらえませんか。

A 書類については、幼児保育課の窓口以外に高島市ホームページからダウンロードできます。

Q 申込児童が2人以上いる場合、保育の必要性が確認できる書類は児童全員分必要ですか。

A 原本は1枚で結構です。コピーをご用意いただき、それぞれの申請書に添付してください。

Q 申し込みについて、住民票は別世帯となっている祖父母も世帯構成員として記入が必要ですか。

A 住民票は別であっても、同居していれば記入が必要です。

また、申し込みの際には、祖父母のマイナンバーも持参してください（コピー可）。

Q 3号認定で申し込みを行う予定ですが、第1希望の施設の受付日に行けません。

A 都合がつかない場合は、他の受付日でも申し込みをすることができます。

Q 申し込みには子どもを連れて行く必要がありますか。

A 2号・3号認定の申請をされる場合は、保育の必要性の認定や申込児童の健康状況等について面接を行いますので、申込児童同伴でお越しください。

Q 求職中でも申し込みはできますか。

A 申し込みは可能です。

施設利用が決まった場合、認定期間中（最長3か月）以内に就労し、認定期間終了月の10日までに必要書類を幼児保育課に提出してください（P16～17参照）。

Q 求職活動を理由に申し込みしましたが、利用調整の結果が出る前に就労が決まりました。利用調整にかかる指数は就労で調整されますか。

A 受付期間後の変更は行いません。受付した内容で利用調整を行います。

Q 育児休業中でも認定こども園等の申し込みはできますか。

A 育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であれば、育児休業の対象となる児童が1歳に達する月の月末までは保育認定を受けることはできます（妊娠・出産を事由に新規入園をされた場合は除く）。

新規入園を希望の場合は、年度内に育児休業から職場復帰を予定されている場合に受付をしています。

Q 育児休業明けで1歳児を4月から申し込む予定です。ならし保育の期間が職場復帰月にとれないときは前月から申し込みできるとありますが、3月から利用できますか。

A 3月が前年度になるため、前月からの利用を希望する場合は、令和5年度中の随時申込が必要です。

Q 申し込み後に入園月を当初から変更したい場合はどうすればいいですか。

A 幼児保育課にご相談ください。

状況によっては希望どおりにはならないこともありますのでご了承ください。

Q 令和5年度に申し込みをしましたが、入所保留となりました。令和6年4月利用のために再度申し込みが必要ですか。

A 令和6年度の認定申請と利用申し込みが必要です。

Q 認定こども園（保育園部）等へ途中入園（5月以降）するには申し込みはどうすればいいですか。

A 一斉申込で申し込みできます。当該年度中に申し込みをする場合は、一斉申込終了後に随時申込を受付しています（P19参照）。

Q 申し込み前に認定こども園等の見学は可能ですか。

A 可能です。事前に施設へ連絡の上、できる限り申込児童と一緒に見学していただくことをお勧めします。保育の特色や開所時間内に送迎可能か等をご確認ください。

Q 第3希望まで申し込みをしましたが、どのように利用調整されるのですか。また、1つの施設だけの希望の場合、優先されるのでしょうか。

A 利用調整にかかる指数表に基づいて施設の利用調整を行い、複数の施設で利用が可能になった場合は、希望順位が一番高い施設を決定（内定）とします。

なお、第1希望のみの申し込みによる優先的な取扱いはありません。

Q 第2希望より第1希望の施設の方が入園しやすいですか。

A 利用調整はP12～13の基準に基づき、保護者の就労時間等を指数化し、この指数の高い児童から順に利用施設の決定を行います。

よって、第2希望であっても、第1希望の児童より指数が高ければ、第2希望の児童が利用決定となりますので、利用されたい順番で利用希望施設をご記入ください。

なお、利用希望施設以外は、空き定員があっても利用調整の対象外となります。

Q 兄弟・姉妹同時の申し込みですが、同じ施設を利用できますか。

A 利用調整において調整区分で兄弟・姉妹は優先されますが、調整の結果、必ずしも空き状況等により、同じ施設の利用にならなかったり、入園保留になったりすることがあります。

Q 利用調整の結果、第3希望の施設に決定（内定）しました。第1希望の施設に空きが出たら転園できますか。

A 転園できません。

複数の施設に利用申し込みをしていて、いずれかの施設で決定（内定）となった場合は、他施設への申請の効力はなくなります。

利用が決定（内定）した施設以外を希望する場合は、改めて申し込みをしてください。

- Q 求職活動を理由に申し込みしましたが、保留になりました。今後、就職が内定した場合、どうすればいいですか。
- A 申し込み後に就労状況、世帯状況が変わった場合は、必ず幼児保育課に変更申請を行うとともに必要書類を提出してください。
直近の利用調整時から適用します。利用調整は毎月行います。
- Q 求職活動（保育短時間）で申し込みして、入園が決定（内定）しました。その後、就労が決まったのですが、保育の必要量を保育短時間から保育標準時間に変更できますか。
- A 幼児保育課にご相談ください。
状況によっては希望どおりにはならないこともありますのでご了承ください。
- Q 求職活動の認定期間中に仕事が決まらなかった場合はどうなりますか。
- A 認定期間の延長は原則していません。
保育の必要性がない場合は退園となります。
- Q 残業が多い場合、残業時間を考慮して保育の必要量の認定や利用調整はされますか。
- A 保育の必要量の認定や利用調整上の指数は、労働契約（就業規則）上の就労時間と休憩時間の合計を基に算定しています。
残業時間は、日や月によって変動が生じることがあるため、残業時間を除いた就労証明書を提出してください。
- Q 保護者自身が会社経営をしており、その法人（保護者自身が経営する会社）から給料をもらっている場合は、保育の必要性が確認できる書類として、事業主であることがわかる書類の写しも提出が必要ですか。
- A 株式会社や有限会社等の法人組織から給与を受け取っている場合は、就労証明書を提出してください。
なお、個人経営の場合は、確定申告書の写し等を提出してください。
- Q 必要書類の診断書に市指定の様式はありますか。
- A 診断書については、特に市の定めた様式はありません。
ただし、保育の必要性を認定するために家庭で児童が保育できない旨が明記された診断書が必要です（P7参照）。
- Q 市外からの転入予定で申し込みを行います。スケジュール（P11参照）はわかりましたが、他に手続きが必要ですか。
- A 市内在住者の方と同様に申し込みをしてください。
なお、他市町村から転入予定の方は、利用希望開始月の前月の末日までに高島市に住民登録を行うと誓約する旨を申立書に記入し、必要書類と併せて提出してください。

Q 高島市外の認定こども園等への申し込みを行いたいのですがどうすればいいですか。

A 高島市に住民登録を置いたまま市外の認定こども園等に申し込みを行う場合は、高島市幼児保育課の窓口で申し込みを行ってください。

その際には、あらかじめ希望先の市区町村に締切日や必要書類をご確認の上、締め切りに間に合うよう余裕を持って手続きをしてください。

※申し込み市町村での書類確認や、郵送期間もあるので早めにお手続きください。

Q 仕事を辞めましたが、3号認定を受けて施設を利用している場合、退園しなければなりませんか。

A 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園していただきます。

ただし、仕事を辞めても「次の仕事を探す」という場合は、最長3か月間、引き続き利用可能です。所定の期日までに新しい勤務先の「就労証明書」を添付して認定変更の手続きがあった場合は、その後も利用できます。期日までに書類の提出ができない場合は退園になります。

Q 認定こども園において1号認定で入園しましたが、仕事を始めたため、年度の途中から2号認定での保育を希望することは可能ですか。

A 保護者の就労状況が変化しても、利用定員に空きがある場合等、施設の状況に応じて2号認定での保育が可能となります。利用施設に変更が可能であるか確認してください。

なお、定員超過の場合等、希望に添えない場合があります。

また、2号認定での保育を希望される場合は、あらかじめ幼児保育課に認定変更の申請をしていただく必要があります。

Q 第1子が現在、育児休業を理由に通園しています。第2子を4月から育児休業明けの就労で利用申し込みをするとき、上の子ども併せて書類の提出が必要になりますか。

A 第1子の児童については、保育の必要な事由を「育児休業」から「就労」へ変更しますので、職場復帰後の就労条件を証明した「就労証明書」と併せて必要書類を幼児保育課に提出してください。

Q 転職、市内の転居、結婚、離婚等がありました。届出は必要ですか。

A 転職された場合は「就労証明書」と「教育・保育給付認定申請内容変更届」（保育の必要量や認定期間が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」も必要）を、市内の転居の場合は「教育・保育給付認定申請内容変更届」の提出を幼児保育課までお願いします。世帯員の変更も伴う転居の場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」も併せて提出してください。

結婚・離婚された場合は「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。また、ひとり親家庭、生活保護受給世帯、在宅障がい者のいる世帯に該当・非該当となった場合にも「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。

Q 認定こども園等を退園するときは、届出は必要ですか。

A 保育の実施期間の途中で退園する場合は、必ず退園月の末日までに「退園届」を幼児保育課に提出してください。（私立園を利用の方は、私立園に提出してください。）

なお、保育の実施期間満了（卒園等）の場合は、届出は不要です。

Q 認定された時間を超えて、子どもを預けることはできますか。また、そのような場合、保育料はどのようになりますか。

A 可能です。その場合、延長保育料を負担していただく場合があります。P18をご確認ください。

Q 一時預かり事業（一般型）の利用は、幼児保育課を通して申し込みをするのですか。

A 公立園・私立園とも直接施設へお問い合わせください。

Q 毎月の利用者負担額（保育料）以外に費用は必要ですか。

A 園生活を送るにあたり、実費徴収が掛かる場合があります。令和5年9月現在の情報で、園概要（P37～53参照）に主な購入物や経費を載せていますので参考にしてください。また、その後の変更により、園概要に記載されていない実費徴収が掛かる場合がありますので、施設にお問い合わせするなどしてご確認ください。

Q ステップ保育（ならし保育）はいつからですか。また、期間はどの程度ですか。

A ステップ保育の期間は、おおむね一週間程度ですが、児童の年齢や施設によって異なる場合がありますので、事前に希望の施設に確認してください。ただし、原則入園日以前にステップ保育を行うことはできません。

Q どんな場合、退園になりますか。

A 保育の必要事由の確認ができない場合などは退園になります。

例えば、

- ・求職活動で申し込みをしたが期日までに就労先が決まらなかった場合
- ・認定期間の満了する期日までに認定期間の更新を行わなかった場合
- ・現況届の確認ができない場合
- ・妊娠・出産での新規認定で入園し、認定期間（P16～17参照）が満了した場合
- ・申請内容と事実が異なる場合、虚偽の申請をした場合 など

認定を受けた後は期間を確認し、期日までに更新手続きをしてください。

就労証明書の取得などは事業所によって時間がかかる場合があります。期間に余裕をもって手続きをしてください。書類がそろっていない場合は受付できませんのでご注意ください。